

## FamiPay 利用規約

### 第1条（目的）

本規約は、株式会社ファミマデジタルワン（以下「当社」といいます。）が発行する電子マネー「FamiPay」（以下「本マネー」といい、第2条第1号において定義します。）の利用条件について定めるものです。ファミリーマートアプリ、もしくは提携アプリ等本マネーサービスを利用することができるアプリケーション等を使用して、利用者が本マネーの発行を受け、またはこれを利用する場合には、本規約およびこれに付随して当社が定める各種特約や個人情報の取扱いに関する重要事項、その他取引に際し画面等に表示されるご案内など（以下「本規約等」と総称します。）が適用されます。利用者は、本規約等の内容を承諾の上、本マネーの発行を受け、またはこれを利用するものとします。なお、本マネーサービス（第2条第2号において定義します。）に付随または関連して当社または本マネー加盟店（第2条第13号において定義します。）が提供するサービスについては、本規約等と併せて、当該サービスに関して当社または本マネー加盟店が別に定める規約が適用されます。また、15歳未満の利用者は、親権者の同意を得た上で、本マネーサービスを利用するものとします。

### 第2条（定義）

本規約において使用する用語の定義は次のとおりとします。

- ① FamiPay（本マネー）とは、当社が、電磁的方法により本マネーシステム（第11号において定義します。）に記録される金額に応じた対価を利用者（第12号において定義します。）から得て発行する前払式支払手段（資金決済に関する法律第3条第1項第1号）であって、利用者が、本規約等に基づき、1本マネー＝1円として、ファミリーマートその他の本マネー加盟店（第13号において定義します。）との間の商品の購入、役務の提供その他の取引における代金の支払いに使用することができるものをいいます。
- ② 本マネーサービスとは、利用者と本マネー加盟店との間の商品の購入、役務の提供その他の取引において、当社が提供する本マネーを利用した決済手段であって、利用者が、本規約等に従い対価の全部または一部の支払いに本マネーを利用し、当社が本規約等に基づき、本マネー加盟店に対して利用された本マネー相当額を支払うサービスをいいます。
- ③ 利用者携帯端末とは、利用者が保有するものであって、本マネーを管理および利用するために必要な機能を備えることができる携帯電話端末（スマートフォン、タブレット端末を含みます。以下同じ。）、または、当社が認めた提携先が運営するアプリサービスの中で本マネーサービスの一部、もしくは全部が利用できる携帯端末で、当社が認めたものをいいます。
- ④ チャージとは、利用者が当社から本マネーの発行を受けるため、本規約等に基づき、当社の定める方法により、当該発行の対価を支払うこと（第9号において定義する FamiPay ボーナスを対価の支払いとして充当する場合を含みます。）及びそれにより、当該利用者が、当社から、当該対価に応じた本マネーの発行を受けることをいいます。
- ⑤ 店頭チャージとは、利用者が、本マネー加盟店において現金を交付して、チャージすることをいいます。
- ⑥ クレジットカードチャージとは、当社が指定する種類のクレジットカードのうち、FM アプリに登録したクレジットカードにより利用者が FM アプリ上に入力した金額をチャージすることをいいます。なお、クレジットカードチャージについては、クレジットカードによるチャージに関する特約が別途適用されます。
- ⑦ 銀行チャージとは、当社が指定する金融機関について利用者が保有する預金口座であって、FM アプリに登録した預金口座からの口座振替により利用者が FM アプリ上に入力した金額をチャージすることをいいます。なお、銀行チャージについては、銀行チャージに関する特約が別途適用されます。
- ⑧ オートチャージとは、利用可能残高（第18号において定義します。）が、あらかじめ利用者が設定した金額以下となったときに、チャージ代金の決済手段としてあらかじめ、当社が指定する種類のクレジットカードのうち利用者が登録したクレジットカードにより、あらかじめ利用者が設定した金額が自動的にチャージされることをいいます。なお、オートチャージについては、クレジットカードによるチャージに関する特約が別途適用されます。
- ⑨ FamiPay ボーナスとは、利用者が、本マネーサービスを利用して商品の購入（役務の提供を受ける場合を含みます。以下同様。）その他の取引（以下「商品の購入等」といいます。）を行った場合

に、当該取引における支払金額に応じて当社から利用者に付与されるポイントをいいます。

- ⑩ ボーナスチャージとは、FamiPay ボーナスを、FamiPay ボーナスに関する特約の規定に従って利用可能残高に加算することをいいます。
- ⑪ 本マネーシステムとは、本マネーサービス、もしくはチャージを行うことができるよう構成された、当社が管理運営するシステムをいいます。
- ⑫ 利用者とは、FM-ID 登録者であり、かつ本マネーのアカウント保有者である方、または、本マネーのアカウントを保有しようとする方をいいます。
- ⑬ 本マネー加盟店とは、当社または当社と提携している会社と本マネーサービスの利用に係る加盟店契約を締結し、本マネーサービスの利用により、利用者へ商品の販売、役務の提供その他の取引（店舗での取引、インターネット上での取引の双方を含みます。）を行う者をいいます。
- ⑭ FM-ID 登録者とは、株式会社ファミリーマート（以下「FM」といいます。）、および FM グループ各社（以下「グループ各社」といいます。）が提供するサービスを受けるために、FM が定める「FM-ID 利用規約」に同意し、FM が定める所定の手続きにより FM 会員登録を申込み、FM 若しくはグループ各社が承諾した個人をいいます。
- ⑮ FM-ID とは、FM が FM-ID 登録者に対して付与する会員 ID をいいます。
- ⑯ FM アプリとは、本マネーサービスを利用するために必要な利用者携帯端末向けのアプリケーションソフトであって、FM と当社が共同して管理、提供するものをいいます。
- ⑰ 決済端末とは、本マネー加盟店において設置された、本マネーの読取りおよび引き去り、取引データの記録その他本マネーを利用した取引を行うために必要な機能を有する機器をいいます。
- ⑱ 利用可能残高とは、利用者が利用することのできる本マネーの量をいいます。

### 第3条（利用前の準備）

1. 利用者携帯端末で、本マネーサービスを利用するためには、利用者ご自身の費用と負担で利用者携帯端末を入手し、通信事業者との間で必要な契約を締結したり、FM アプリをダウンロードする等、本マネーサービスを利用するために必要な環境を整えるものとします。なお、端末の準備に係る費用や、FM アプリのダウンロード、本マネーサービスのアカウント開設、利用に係る通信料金は、利用者の負担とします。
2. 利用者携帯端末の品質または欠陥に関する問題や通信回線の問題については、当社は当社に責めがある場合を除きその責任を負わないものとし、それらの問題が生じた場合には、会員と当該利用者携帯端末や通信回線の提供者との間で解決するものとします。

### 第4条（アカウントの開設等）

1. 利用者は、利用者携帯端末で本マネーサービスを利用可能にするために、FM アプリを開き、アカウント開設用の画面上に表示された当社所定の手続および手順に従って、携帯電話番号、生年月日、郵便番号、性別その他当社所定の情報を入力し、アカウント（本マネーをチャージして残高データを管理するために利用者ごとに当社が設定する口座をいいます。）開設を申し込むものとします。なお、利用者が FM-ID 登録者でない場合、利用者携帯端末を通じた認証が有効に行われなかった場合、または、利用者携帯端末の利用状況等によっては、利用者は利用者携帯端末で本マネーサービスの利用ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
2. 前項のアカウント開設の申込みを受け付けた場合には、当社は、前項後段の要件その他当社所定の基準を満たすことを確認の上、アカウント開設を承諾する場合には、当該申込みに係る利用者携帯端末に対し、その旨を通知します。
3. 利用者は、前項の通知を受領した場合には、FM アプリにログインし、暗証番号設定画面上の手順に従って、本マネーのチャージや利用に必要な暗証番号を設定します。暗証番号は、生年月日や電話番号など第三者から推測されやすいものは避けることとします。また、暗証番号は、FM-ID に係る規約に基づき設定したログインパスワードとは異なるものにしてください。
4. アカウントの開設は、利用者の FM-ID 1 ID につき 1 アカウントのみとします。

### 第5条（暗証番号等の管理）

1. 利用者は、前条に基づき設定した暗証番号ならびに FM-ID および FM アプリのログインパスワード（以下併せて「パスワード等」といいます。）を、第三者に知られないように定期的に変更する等、

善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。利用者は、パスワード等を漏えい等した場合には、直ちに当社所定の方法によりこれらを変更するなど、第三者による利用を防止する措置を講じるものとします。

2. パスワード等を使用して本マネーの利用その他の行為が行われた場合であって、当社がパスワード等が登録されたものと一致することを所定の方法により確認した場合には、当該 FM-ID に係る利用者による行為があったものとみなし、それらが盗用、不正使用その他の事情により当該利用者以外の者が利用している場合であっても、当社の故意または重過失による場合を除き、それにより生じた損害について当社は一切責任を負わないものとします。FM アプリのログイン状態や、本マネーを使用できる状態を自動的に継続する設定にしている場合も同様とします。ただし、第15条の2に定める場合には、同条に従うものとします。
3. 利用者は、パスワード等が第三者に利用されたことが判明した場合には、直ちにファミペイ・ポイントカードサポートセンターに連絡の上、お問合せセンターの指示に従うものとします。

#### 第6条（チャージ）

1. 利用者は、以下に掲げる方法により、本マネーの自らのアカウントに、FM アプリ画面において当社が別途定める額を上限として、当社所定の金額単位でチャージすることができます。ただし、1回にチャージできる金額は、当社が定めるチャージ方法により、異なる場合があります。
  - ① 店頭チャージ
  - ② クレジットカードチャージ
  - ③ 銀行チャージ
  - ④ オートチャージ
  - ⑤ ボーナスチャージ
2. 店頭チャージを行う場合は、利用者は、以下の手順によりチャージを行うものとします。
  - ① 利用者は、FM アプリを起動し、所定の方法により認証手続きを経てログインしてください。
  - ② 店頭チャージが可能な本マネー加盟店のレジで、本マネー加盟店店員に現金により本マネーのチャージを行うことを伝え、利用者携帯端末に表示されたバーコードを提示し、チャージに係る本マネーの発行の対価（1本マネー＝1円）を現金で支払うとともに、本マネー加盟店の店員の案内に従い所定の手続きを行います。手続き完了後、FM アプリ上にチャージ完了の表示がなされた時点で、店頭チャージは完了します。
  - ③ 利用者は、FM アプリ上に表示されたチャージ完了後の利用可能残高をご確認ください。FM アプリ上に表示されたときに、利用者からの申出がない限り、利用者は当該チャージ後の利用可能残高を確認したものとみなし、その後はチャージ金額の相違による訂正はできません。
3. クレジットカードチャージ、銀行チャージおよびオートチャージならびにボーナスチャージについては、第2条6号、7号および8号ならびに10号のとおり、別途定める特約に従うものとします。

#### 第7条（本マネーサービスの利用）

1. 利用者は、以下の手順に従い、本マネー加盟店で本マネーサービスを利用して商品の購入等を行うことができます。ただし、法令、または当社もしくは本マネー加盟店の定めにより一部商品について、利用を制限する場合があります。
  - ① 利用者は、FM アプリを起動し、所定の方法により認証手続きを行ってください。
  - ② 利用者は、本マネー加盟店における商品の購入等に係る代金の支払において、決済端末に表示された金額を確認した後、本マネー加盟店の店員に対して、本マネーにより支払を行うことを伝えて、利用者携帯電話上に表示されたバーコードを提示します。
  - ③ 本マネー加盟店の店員は提示されたバーコードを決済端末に読み込みます。なお、利用者が決済時の暗証番号の入力を省略する設定をしている場合であっても、利用可能残高が当社所定の金額を超える場合は、利用者は必ず FM アプリ上で暗証番号の入力をする必要があります。
  - ④ 当社により本マネーサービスの決済が承認された場合は、当社は、直ちに FM アプリに対して完了した本マネーサービスの決済の金額、決済が行われた本マネー加盟店を特定する情報等を通知するものとします。
2. 利用者は、以下の手順に従い、インターネット上で本マネーを利用して、本マネー加盟店で、商品の購入等を行うことができます。

- ① 利用者は、本マネー加盟店の EC サイト等（以下、「EC サイト」といいます。）上で所定の商品の購入等に係る手続を行い、決済方法として本マネーによる決済を選択します。
  - ② 利用者は、EC サイトの画面上の手順に従って、FM-ID、ログインパスワードおよび暗証番号を入力し、決済手続を進めます。
  - ③ 当社により本マネーサービスの決済が承認された場合は、当社は、直ちに FM アプリに対して完了した本マネーサービスの決済の金額、決済が行われた本マネー加盟店を特定する情報等を通知するものとします。
3. 利用者が、第 1 項または第 2 項の手順に従い、本マネー加盟店で本マネーサービスを利用して商品の購入等を行う場合、利用者の携帯端末を介して、当該価格に相当する本マネーが利用可能残高から引き去られ、当社が管理する本マネーシステムに、当該本マネーの利用の記録が完了したとき、対価の支払いがなされたものとします。
  4. 利用者が、本マネー加盟店において、商品の購入等を行うにあたり、決済端末にて認識された利用可能残高が商品の購入等の対価の総額に不足する場合には、利用者は、その不足額を本マネー加盟店が定める方法により支払うものとします。ただし、一部の本マネー加盟店においては利用ができない場合もあります。
  5. 利用者が、本マネーサービスを利用して商品の購入等を行った場合には、当該本マネーでの決済の際に、FM アプリや EC サイト上に表示される利用可能残高を確認し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、利用者は、その場で、本マネー加盟店に申し出るものとします。その場で申し出がなされなかった場合、利用者は、当該利用可能残高について誤りがないことを了承したものとします。

#### 第 8 条（利用可能残高の確認）

利用可能残高は、FM アプリの所定の画面その他別途当社が指定する方法により確認することができます。

#### 第 9 条（利用可能残高の移行・譲渡等の禁止）

利用者は、利用可能残高を、他のアカウントに移行、または、第三者に譲渡することはできません。また、利用者は、FM アプリにおける本マネーに関する機能および本マネーを第三者に使用させてはいけません。

#### 第 10 条（禁止事項）

利用者は、本マネーサービスの利用に際し、次の行為をすることができません。

1. 違法、不正または公序良俗に反する目的で本マネーサービスを利用すること
2. 営利の目的で本マネーサービスを利用すること
3. 本マネーサービスに係るソフトウェア、ハードウェア、その他本マネーサービスに係るシステム、FM アプリを含む本マネーサービスに関するアプリケーション、本マネーについて、これを破壊、分解、解析若しくは複製等を行いまたはかかる行為に協力すること
4. 本マネーシステムを含む当社のサーバ、ネットワークシステムに支障を与える行為、本マネーサービスやシステムを不正に操作する行為、その他当社による本マネーサービスの運営を妨害すること
5. 本マネーを偽造若しくは変造し、または不正に取得すること
6. 本マネーが偽造若しくは変造され、または本マネーが不正に作り出されたものであるとき、またはその疑いがあるときに、これを利用すること。
7. FM アプリ、本マネーサービス、当社もしくはグループ会社または第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権等の法令上又は契約上の権利を侵害し、または、名誉、プライバシーや信用を失墜させる行為、またはそれらのおそれのある行為をすること
8. 当社または第三者になりすます行為または虚偽の情報を流布すること
9. 本マネーを本規約等に定める目的以外に利用し、または、本規約等に定める以外の方法で現金、財物その他の経済上の利益と交換すること
10. 本規約等に違反する行為、その他当社が不適切と認める行為

#### 第 11 条（反社会的勢力の排除等）

1. 利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力

団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 利用者は、自ら又は第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わせないことを確約するものとします。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

3. 当社は、利用者が前各項の確約に反し、又は反していると合理的に疑われる場合、催告その他何等の手續を要することなく、将来に向けて本マネーの利用資格を喪失させることができるものとします。この場合、当社は、これに起因し、又は関連して利用者に損害が生じた場合であっても、何等責任を負うものではありません。

4. 前項に基づき利用資格の喪失がなされた場合、これにより当社に損害が生じた場合には、利用者は、これを賠償する義務を負うものとします。

#### 第12条（本マネーサービスの利用ができない場合）

1. 利用者は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、本マネーサービスを利用した商品の購入等、ならびに利用可能残高の確認をすることができません。

- ① FM アプリを含む本マネーに関するアプリが偽造若しくは変造され、または本マネーが不正に作り出されたものであるとき。
- ② 利用者携帯端末が違法に取得されたものであるとき、違法に取得されたことを知りながら、もしくは知ることができる状態で取得したとき、または本マネーが違法に保有されるに至ったものであるとき。
- ③ 利用者が本規約等に違反し、または違反するおそれがあるとき。
- ④ 利用者の本マネーの利用状況等に照らし、本マネーの利用者として不相当と当社が判断したとき。
- ⑤ 本マネーシステムに故障が生じた場合およびシステムメンテナンス、システム管理会社の休業日または休業時間、その他システム上の理由により一時的に本マネーの利用を停止しているとき。
- ⑥ 本マネーシステム、利用者携帯端末、決済端末、その他付随する機器等または通信回線のシステム障害、破損または電磁的影響、停電、天災事変その他の事由により、本マネーサービスに係るシステム、機器等が使用不能の場合。
- ⑦ 利用者が利用者携帯端末で本マネーの利用を不可能にするための機器操作を行った場合。
- ⑧ 利用者が利用者携帯端末の紛失・盗難があったことを当社に申し出たとき。
- ⑨ 本マネーの不正利用の疑いが生じた場合。
- ⑩ その他やむを得ない事由のある場合。

2. FM アプリ、あるいは当社が認めた提携先が運営するアプリのバージョンが最新でない場合には、利用者は FM アプリ、あるいは当社が認めた提携先が運営するアプリがアプリのバージョンアップ以外の機能を実行できないことがあることを、あらかじめ承諾するものとします。

3. 前各項に基づき利用者が本マネーを利用できないことにより利用者に損害等が生じた場合であっても、当社は、その責任を負いません。ただし、当社の責めに帰すべき事由により利用者に損害等が

生じた場合は、この限りではありません。

#### 第13条（利用資格の喪失等）

1. 利用者が最後に本マネーを利用したときから10年経過し、その時点の利用可能残高がゼロの場合には、当該アカウントは閉鎖され、本マネーサービスの利用ができなくなる場合があります。
2. 利用者が、FM-ID 会員を退会した場合、利用可能残高に関わらず、本マネーサービスの利用ができなくなります。この場合、利用可能残高の払戻しはいたしません。
3. 利用者が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により利用資格を取消することができるものとします。この場合、当社は、事前の通知催告を要せず、利用者による本マネーの利用を直ちに中止させ、利用可能残高をゼロとすることができます。
  - ① 利用者携帯端末の本マネーに関するソフトウェアまたは本マネーを偽造または変造もしくは改ざんした場合。
  - ② 利用者携帯端末の本マネーに関するソフトウェアまたは本マネーを不正に利用した場合。
  - ③ 利用者携帯端末、本マネーに関するアプリ、その他本マネーに係るシステムまたは本マネーについて、これを破壊、分解、解析若しくは複製等を行いまたはかかる行為に協力した場合。
  - ④ 営利の目的で本マネーを利用した場合。
  - ⑤ 本マネーを他人に使用させた場合。
  - ⑥ FM-ID 登録時に記載した事項が事実と異なる場合（記載時においては事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当社に対する変更の届け出が合理的な期間内になされない場合も含みます。）
  - ⑦ 利用者が暴力団員等（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力団、およびこれらに準ずるものをいいます。）であることまたは第11条1項各号のいずれかに該当することが判明した場合、または当社がその疑いがあると判断した場合。
  - ⑧ その他、利用者が本規約に違反した場合。
  - ⑨ その他、当社が利用者として不適格と判断した場合。
4. 利用者が死亡した場合には、利用資格は喪失され、利用可能残高に関わらず一切の本マネーサービスの利用ができなくなります。この場合、現金の払戻しも行われません。

#### 第14条（換金及び払戻しの不可）

第18条2項の場合を除き、本マネーの換金または現金の払戻しはできません。

#### 第15条（利用者携帯端末の紛失・破損・盗難等の取扱）

1. 利用者携帯端末を紛失・盗取された場合は、速やかにファミペイ・ポイントカードサポートセンターまでお申し出ください。当社は、お申し出後、速やかに利用停止の措置を講じますが、お申し出がなかった場合や、お申し出後、利用停止が反映されるまでに利用者携帯端末が盗用等され、盗用等された利用者の本マネーにて決済がなされた場合、クレジットカードチャージ（オートチャージを含みます。）もしくは銀行チャージが行われた場合、または FamiPay ボーナスが使用された場合、利用者のご負担および責任となり、第三者により本マネーを使用され、クレジットカードチャージもしくは銀行チャージが行われ、または FamiPay ボーナスが使用されたことにより利用者が被った損害については、第15条の2に定める場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。
2. 利用者携帯端末を紛失・盗取された場合には、利用者は、前項のお申し出に加え、第5条に基づき設定した暗証番号ならびに FM-ID および FM アプリのログインパスワードの変更、第6条第3項及び同項に定める特約に基づき登録したクレジットカードおよび預金口座に係る契約に基づき、クレジットカードおよび預金口座の利用停止や、当該利用者携帯端末に関する契約に基づき回線遮断のために必要な手続の実施等、第三者による利用を防止する措置を講じるものとします。
3. 利用者は、利用者携帯端末を破損等により機種変更を行う場合、第3条に準じて事前準備を行うものとします。

#### 第15条の2（補償等）

1. 本規約第5条および前条にかかわらず、パスワード等に関する情報の盗取又は詐取等、または、

利用者携帯端末の紛失・盗難等により、利用者携帯端末またはパスワード等が不正に利用されることにより本マネーが不正にチャージ、利用等されたと当社が判断した場合、又は第三者により不正に本マネーサービスのアカウントを開設され、本マネーが不正にチャージ、利用等されたと当社が判断した場合であって、利用者が以下の各号に掲げる手続きを行ったときは、当社は、当該不正により利用者に生じた損害の額に相当する金額を補てんします。ただし、本条第2項に定める各事由に該当する場合を除きます。

- ① 利用者携帯端末の紛失・盗難等が生じた場合には、直ちに当社および警察署に申告すること
  - ② 不正利用による損害を知った場合に、直ちに当社および警察署に申告すること
  - ③ 当社の求めに応じ、不正利用による損害の発生を知った日から30日以内に、当社が損害の補てんに必要と認める書類を当社に提出すること
  - ④ 当社または当社が指定する者の指示に従い被害拡大の防止のために必要となる措置を実施すると共に、事実確認、被害状況等の調査に協力すること
2. 以下の各号に定める事由に該当すると当社が判断した場合には、利用者は、前項による損害の補てんを受けることができません。
- ① 利用者の家族、同居人または利用携帯端末もしくはパスワード等の受領についての代理人など利用者と同視すべき方による使用に起因する損害であるとき
  - ② 利用者、その家族、同居人または代理人など利用者と同視すべき方の故意、重大な過失または法令違反行為があるとき
  - ③ 当社に申告した紛失・盗難等又は被害状況の内容に虚偽があったとき
  - ④ 利用者携帯端末等の利用・管理等について、利用者に管理不十分、利用上の過誤その他の帰責性がある場合（前条第2項に定める措置を講じなかったことにより損害が生じた場合を含む。）
  - ⑤ パスワード等の利用・管理等について、利用者が本規約等その他当社による定め違反した場合、その他利用者に帰責性がある場合（第5条第1項に定める措置を講じなかったことにより損害が生じた場合を含む。）
  - ⑥ 当社に対する申告がなされた日から遡って60日より前の不正利用に起因する損害であるとき
  - ⑦ 損害が戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乘じ、またはこれに付随して生じた紛失・盗難等に起因する損害であるとき
  - ⑧ その他本規約等に違反する使用に起因する損害であるとき
3. 第1項に基づく補償は、1事由に起因して生じた損害又は同一の事由に起因して生じた一連の損害につき、当社の故意又は重過失による場合を除き、原則として10万円を上限とします。
4. 当社が本条に基づき損害の補てんを行った場合には、お客様は、当該補てんを受けた金額の限度で、お客様が当該損害に関して不正行為者を含む第三者に対して有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を、別段の意思表示を要せず、当社に譲渡するものとし、当社は、これを取得します。

#### 第16条（本マネー加盟店との紛議）

1. 利用者が本マネーサービスを利用して商品の購入等を行った後、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合には、利用者と本マネー加盟店との間で解決するものとし、当社はその責任を負いません。
2. 前項の場合において、本マネー加盟店が返品に応じた場合、当該本マネー加盟店は、当社が定める方法により当該返品に係る取引の取消処理をします。この場合、当該返品に係る取引における本マネー利用代金相当額が返還され、利用可能残高に反映されます。原則として、本マネー加盟店による現金による返還はいたしません。

#### 第17条（個人情報の収集・利用）

利用者は、FM-IDに登録した情報、登録後に当社に届け出た事項および、本マネーサービスの利用履歴等の情報（以下、個人情報といいます。）を、当社が定める「個人情報の取扱いに関する重要事項」に記載した利用目的および共同利用の定めに基づき、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意します。

第18条（本マネーの有効期限・本マネーサービスの終了）

1. 本マネーには有効期限はありません。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、次のいずれかの場合には、利用者に対し事前に当社所定の方法で周知することにより、本マネーサービスを全面的に終了することができるものとします。
  - ① 社会情勢の変化
  - ② 法令の改廃
  - ③ その他当社のやむを得ない都合による場合
3. 前項の場合、利用者は、法令の定めに従って当社の定める方法により、利用可能残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の周知を行ってから10年経過した場合には、利用者は、当該払戻請求権を放棄したものとみなします。

第19条（制限責任）

第15条に定める事由またはその他の事由により、利用者が本マネーサービスを利用することができないことで当該利用者に生じた不利益または損害について、当社はその責任を負わないものとします。ただし、当該不利益もしくは損害が当社の故意または重大な過失による場合は除きます。

第20条（通知の到達）

当社が、利用者に対して通知を行うにあたり、FMアプリを通じて行う方法による場合には、利用者が利用者携帯端末にダウンロードしたFMアプリ上に、通知を表示すれば足りるものとします。

第21条（業務委託）

当社は、本マネーサービスに関する業務の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。

第22条（本規約の変更）

当社は、当社所定の方法により事前に利用者に対して変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。また、当該告知後、利用者がチャージ、本マネーサービスの利用、利用可能残高の確認をした場合または当該告知から1か月が経過した場合のいずれか早い時点で、当社は、利用者が当該変更内容を承諾したものとします。

第23条（準拠法および合意管轄裁判所）

利用者は、本規約の準拠法を日本法とし、本規約に関連して生じた紛争については、当社本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

<お問合せ先>

本マネーに関するお問合せ

ファミペイ・ポイントカードサポートセンター

0570-099-899（ナビダイヤル）

092-235-4544

（2020年3月10日版）



## クレジットカードによるチャージに関する特約

### 第1条（本特約の目的）

1. 本特約は、当社の発行する電子マネー「FamiPay」を利用する利用者（以下、「利用者」といいます。）が、事前に登録したご自身のクレジットカード（以下、「登録クレジットカード」といいます。）のクレジット機能により、ご自身の利用者携帯端末にチャージを行う（以下、当該チャージを「クレジットカードによるチャージ」といい、FamiPay 利用規約に定めるクレジットカードチャージおよびオートチャージのことを意味します。）場合に適用される特約です。
2. 本特約に定めのない事項は FamiPay 利用規約に従いますが、本特約の定めが、クレジットカードによるチャージに利用される各クレジットカードの利用規約または FM-ID に関する会員規約もしくは FamiPay 利用規約と異なる場合には、本特約の定めを優先するものとします。
3. 本特約で使用する用語は、特段の定めのない限り、FamiPay 利用規約の用語と同一の意味を有するものとします。

### 第2条（利用方法等）

1. 利用者は、クレジットカードによるチャージを利用する場合、FM アプリにおいて表示される当社所定の方法により、利用者が保有するクレジットカードの会員番号、その他当社が指定する事項を事前に登録し、クレジットカードによるチャージに利用するクレジットカードを登録する必要があります。利用者は、当社が認めたクレジットカードを登録することができます。
2. 利用者は、クレジットカードチャージを行う場合には、以下の手順により行うものとします。
  - ① 利用者は、FM アプリを起動し、所定の方法により認証手続を経てログインしてください。
  - ② 利用者は、利用者携帯端末を操作して FM アプリ上で画面の説明に従い、クレジットカード情報の登録ならびにクレジットカードチャージの手続きをします。なお、登録するクレジットカードは、当社が指定する種類のカードで、利用者本人名義のものに限ります。登録することができるクレジットカードの枚数には制限があります。
  - ③ FM アプリ上に、クレジットカードチャージ後の利用可能残高が表示された時点で、クレジットカードチャージは完了します。
3. 利用者は、オートチャージを行う場合には、以下の手順により行うものとします。
  - ① 利用者は、FM アプリを起動し、所定の方法により認証手続を経てログインしてください。
  - ② 利用者は、利用者携帯端末を操作して FM アプリ上で画面の説明に従い、クレジットカード情報の登録ならびに入金条件および入金金額などのオートチャージの設定を行います。なお、オートチャージに使用するために登録することができるクレジットカードは、当社が指定した種類のカードであって、本人名義のものに限ります。オートチャージの入金条件および入金金額等の条件については、当社が別途定める金額単位や上限額に従うものとします。
  - ③ 利用可能残高が②において設定した残高未満となった場合には、その時点で、選択したクレジットカードにより、②において設定した入金金額が自動的にチャージされます。なお、オートチャージのための操作を行ってから、オートチャージが完了するまでに数分程かかることがあります。商品の購入等を行うにあたり、決済端末にて認識された利用可能残高が商品購入等の対価の総額に不足する場合、オートチャージ設定を行っていても当該対価の総額について本マネーによる決済を行うことはできません。その場合には、FamiPay 利用規約に基づき、本マネー加盟店が指定する方法で不足額を支払ってください。
4. クレジットカードによるチャージの利用代金の支払区分は「1回払い」に限られます。ただし、第1項により登録された登録クレジットカードについて別途支払区分を定めている場合は、当該支払区分が適用されます。

### 第3条（制限事項）

1. 一旦実施したクレジットカードによるチャージは、取り消すことができません。
2. 1回のクレジットカードによるチャージ利用金額は、クレジットカードの利用限度額の範囲内で、当社所定の方法により指定していただきます。
3. クレジットカードによるチャージには、当社所定の利用可能金額および利用回数の制限があります。

4. クレジットカードによるチャージの利用状況により、当社が必要と認めた場合にはクレジットカードによるチャージの利用を停止させていただく場合があります。また、当該クレジットカードの発行会社の定めにより、当該クレジットカードの利用限度額を超える場合その他当該クレジットカードを使用することができない場合には、クレジットカードによるチャージが行われませんので、ご注意ください。
5. クレジットカードによるチャージの利用が、各クレジットカードのポイント付与対象となるかは、当該クレジットカードの発行会社の定めによるものとします。

#### 第4条（利用の中断、終了または変更）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、クレジットカードによるチャージの利用を中断、終了または変更することがあります。
  - ① クレジットカードによるチャージの利用に必要な設備・点検を行う場合または障害が発生した場合
  - ② FamiPay 利用規約等に基づきクレジットカードによるチャージを行わないこととされている場合
  - ③ その他、当社がやむを得ないと判断した事情がある場合
2. 当社は、前項に基づきクレジットカードによるチャージの利用を中断、終了または変更した場合に、利用者に生じた損害または不利益について、一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により利用者に損害または不利益が生じた場合は、この限りではありません。

#### 第5条（免責事項）

1. クレジットカードによるチャージの設定を行った利用者携帯端末の盗難、紛失により第三者がクレジットカードによるチャージを不正に行った場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、FamiPay 利用規約第15条の2に定める場合には、当該定めに従うものとします。利用者は、利用者携帯端末の盗難、紛失等が生じた場合には、直ちに FamiPay 利用規約に基づき当社に申し出るとともに、同規約第15条第2項に準じて、登録したクレジットカードに係る規約や当該端末の仕様または端末に係る契約に基づき、第三者が当該クレジットカードや端末によって不正に本マネーをチャージすることを防止する措置を講じるものとします。
2. 前項の他、クレジットカードによるチャージに起因して発生した利用者の損害についても、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、FamiPay 利用規約第15条の2に定める場合には、当該定めに従うものとします。

（2019年11月26日版）

### 銀行チャージに関する特約

#### 第1条（本特約の目的）

1. 本特約は、当社の発行する電子マネー「FamiPay」を利用する利用者（以下、「利用者」といいます。）が、事前に登録したご自身の預金口座（以下、「登録口座」といいます。）からの口座振替により、ご自身の利用者携帯端末にチャージを行う（以下、当該チャージを「銀行チャージ」といい、FamiPay 利用規約に定める銀行チャージのことを意味します。）場合に適用される特約です。
2. 本特約に定めのない事項は FamiPay 利用規約に従いますが、本特約の定めが、銀行チャージに利用される各登録口座利用規約または FM-ID に関する会員規約もしくは FamiPay 利用規約と異なる場合には、本特約の定めを優先するものとします。
3. 本特約で使用する用語は、特段の定めのない限り、FamiPay 利用規約の用語と同一の意味を有するものとします。

## 第2条（利用方法等）

1. 利用者は、銀行チャージを利用する場合、FM アプリにおいて表示される当社所定の方法により、利用者が保有する預金口座の口座番号、その他当社が指定する事項を事前に登録し、銀行チャージに利用する預金口座を登録する必要があります。利用者は、当社が認めた預金口座を登録することができます。
2. 利用者は、銀行チャージを行う場合には、以下の手順により行うものとします。
  - ① 利用者は、FM アプリを起動し、所定の方法により認証手続を経てログインしてください。
  - ② 利用者は、利用者携帯端末を操作して FM アプリ上で画面の説明に従い、預金口座の登録ならびに銀行チャージの手続きをします。なお、登録する預金口座は、当社が指定する金融機関のもので、利用者本人名義のものに限ります。登録することができる預金口座の数には制限があります。
  - ③ FM アプリ上に、銀行チャージ後の利用可能残高が表示された時点で、銀行チャージは完了します。

## 第3条（利用口座の暗証番号等の管理）

1. 利用者は、登録口座に係る暗証番号その他の認証に用いられる情報（以下「口座暗証番号等」といいます。）を、登録口座に係る金融機関との定めに従い、第三者に知られないように定期的に変更することその他の必要な措置を講じ、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
2. 利用者は、口座暗証番号等を漏えい等した場合には、直ちに登録口座に係る金融機関所定の方法によりこれらを変更するなど、第三者による利用を防止する措置を講じるものとします。

## 第4条（制限事項）

1. 一旦実施した銀行チャージは、取り消すことができません。
2. 1回の銀行チャージ利用金額は、預金口座残高の範囲内で、当社所定の方法により指定していただきます。
3. 銀行チャージには、当社所定の利用可能金額および利用回数の制限があります。
4. 銀行チャージの利用状況、不正利用の疑いがあることその他の事由により、当社が必要と認めた場合には、銀行チャージの利用を停止させていただく場合があります。また、登録口座の残高がチャージをしようとする金額に満たない場合または登録口座に係る金融機関の定めにより登録口座を使用することができない場合には、銀行チャージが行われませんので、ご注意ください。

## 第5条（利用の中断、終了または変更）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、銀行チャージの利用を中断、終了または変更することがあります。
  - ① 銀行チャージの利用に必要な設備・点検を行う場合または障害が発生した場合
  - ② FamiPay 利用規約等に基づき銀行チャージを行わないこととされている場合
  - ③ その他、当社がやむを得ないと判断した事情がある場合
2. 当社は、前項に基づき銀行チャージの利用を中断、終了または変更した場合に、利用者が生じた損害または不利益について、一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により利用者に損害または不利益が生じた場合は、この限りではありません。

## 第6条（免責事項）

1. 銀行チャージの設定を行った利用者携帯端末の盗難、紛失により第三者が銀行チャージを不正に行った場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、FamiPay 利用規約第15条の2に定める場合には、当該定めに従うものとします。利用者は、利用者携帯端末の盗難、紛失等が生じた場合には、直ちに FamiPay 利用規約に基づき当社に申し出るとともに、同規約第15条第2項に準じて、登録口座に係る規約や当該端末の仕様または端末に係る契約に基づき、第三者が登録口座や利用者携帯端末によって不正に本マネーをチャージすることを防止する措置を講じるものとします。
2. 前項の他、銀行チャージに起因して発生した利用者の損害についても、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、FamiPay 利用規約第15

条の2に定める場合には、当該定めに従うものとします。

3. 前項ただし書に基づく FamiPay 利用規約第15条の2第2項の適用にあたっては、「パスワード等」に「口座暗証番号等」を含めるものとします。

#### 銀行チャージに関する個人情報の取扱い

銀行チャージに関する個人情報の取扱いに関して、以下に定める事項を除いて、「個人情報の取扱いに関する重要事項」の定めに従うものとします。

1. 「個人情報の取扱いに関する重要事項」第1項の「FM-ID 登録情報に紐づく FamiPay の利用履歴等」には、銀行チャージを利用する利用者についての口座番号その他預金口座に係る情報が含まれます。ただし、銀行チャージを利用する利用者についての口座番号その他預金口座に係る情報は、「個人情報の取扱いに関する重要事項」第3項に定める共同利用の対象には含まれないものとします。
2. 銀行チャージの利用を希望する利用者は、当社が氏名、生年月日及び口座番号その他預金口座に係る情報を、銀行チャージに関する業務の遂行のため利用すること及び当該預金口座に係る金融機関に対して提供することに同意します。

(2020年3月10日版)

#### FamiPay ボーナスに関する特約

##### 第1条 (本特約の目的)

1. 本特約は、利用者が電子マネー「FamiPay」(以下「本マネー」といいます。)を利用すること等により、当社が利用者に対する付帯サービスとして発行するポイントである「FamiPay ボーナス」(以下、単に「ボーナス」といいます。)を、本特約の規定に従って利用可能残高に加算されるサービス(以下「ボーナスサービス」といいます。)について定めることを目的とします。
2. ボーナスサービス以外の事項及び本特約で使用する用語は、本特約に特段の定めのない限り、FamiPay 利用規約に従うものとします。

##### 第2条 (ボーナス付与の方法)

1. 利用者が、本マネーサービスを利用し、本マネー加盟店で商品を購入等した場合、ボーナスが付与され、利用者が本マネーのアカウントを保有する利用者携帯端末に記録されるものとします。
2. ボーナスの付与率や対象商品・サービス・付与日等の付与条件および方法は、当社が別途定めるものとします。なお、当該条件および方法は、本マネー加盟店により異なる場合がございます。
3. ボーナスには、ボーナスの最終加算日または最終利用日から2年間利用できる「通常ボーナス」と、付与された際に有効期限が定められる「期間限定ボーナス」の2種類があります。
4. 当社は、第1項に定める場合のほか、一定の条件を定め、その条件を満たした利用者に対してボーナスを付与することがあります。

##### 第3条 (ボーナスの利用について)

1. 付与されたボーナスは、本マネー加盟店で本マネーサービスを利用した際に、利用額分を上限として、利用時に保有するボーナスの残高から1ボーナス=1本マネーとして利用可能残高に自動的に加算(以下「ボーナスチャージ」といいます。)され、同時に利用されます。ボーナスチャージの際には、本特約第6条1項に定める有効期限の近いボーナスから順に加算されます。なお、ボーナスチャージの取消しはできません。
2. 利用者は、本マネーのアカウントを保有する利用者携帯端末において、以下の手順で前項のボーナ

スチャージを停止または停止の解除を行うことができます。ボーナスチャージを停止したことにより、停止期間中は、保有するボーナスを利用することができませんが、ボーナスの有効期限は変更されません。

- ① 利用者は、FM アプリを起動し、所定の方法により認証手続を経てログインしてください。
- ② 利用者は、利用者携帯端末を操作して FM アプリ上で画面の説明に従い、ボーナスチャージの停止または停止の解除の手続きをします。
- ③ FM アプリ上でボーナスチャージ停止または停止の解除の操作をした時点で、ボーナスチャージの停止または停止の解除が完了します。

3. ボーナスを換金または払戻しすることはできません。

#### 第4条（お買上商品返品時のボーナスについて）

1. 本マネー加盟店においてお買上げいただいた商品を、利用者の都合その他事由で返品される場合は、利用者において、レシートとともに利用者携帯端末を本マネー加盟店に提示するものとし、この場合、当社において、当該返品商品のお買上時に付与した全てのボーナス数をボーナス残高から差し引きます。
2. 差し引くボーナスがボーナス残高より多い場合は、当該返品に係る取引の返金額、または利用可能残高より、当該ボーナス相当分を差し引きます。
3. 第1項の場合には、当該返品商品のお買上時に加算及び利用されたボーナスチャージも取り消されます。取り消されたボーナスチャージは、当該返品商品のお買上前におけるボーナスの最終加算日または最終利用日を基準に本特約第6条1項に定める有効期限の適用を受け、取り消された時点でボーナスの有効期限が到来していた場合には、当該ボーナスは失効するものとし、

#### 第5条（利用者携帯端末の紛失時等のボーナスについて）

利用者が利用者携帯端末を紛失・盗難または破損した場合には、FamiPay 利用規約第15条第2項の定めに基づいて、当該端末の仕様または端末に係る契約に基づき、第三者が FamiPay ボーナスを利用することを防止する措置等を講じるものとし、利用者が新たに利用者携帯端末に本マネーアカウントを登録した場合には、利用者は、ボーナス残高を引き続き利用することができます。ただし、利用停止措置が完了する前に第三者にボーナス残高を利用された場合など、当社所定の方法により確認ができなかったボーナスについては、失効するものとし、当社および本マネー加盟店は一切の責任を負いません。なお、ボーナスについては、FamiPay 利用規約第15条の2は適用されないものとし、

#### 第6条（ボーナスの有効期限）

1. 通常ボーナスの有効期限は利用者携帯端末に表示されるボーナスの最終加算日または最終利用日から2年間とし、期間限定ボーナスの有効期限はボーナス付与時に利用者携帯端末に表示されるものとし、
2. 有効期限までに利用されなかったボーナスは失効するものとし、
3. 利用者が FM-ID 会員を退会した場合、または利用者資格を喪失した時点で、それまでのボーナス残高は失効するものとし、

#### 第7条（本特約の改廃）

本特約またはボーナスサービスの内容を変更する場合は、会員に変更事項を通知もしくは告知することによって行います。なお、会員は本特約の改廃があった場合、改定後の特約に従うことを予め承諾するものとし、

(2020年9月5日版)

## 実店舗外部加盟店における決済に関する特約

### 第1条（本特約の目的）

1. 本特約は、当社の発行する電子マネー「FamiPay」を利用する利用者（以下「利用者」といいます。）が、実店舗外部加盟店（第2条第1号で定義します。）における決済及びSmart Code サービスにおいて、本マネーを利用する場合に適用される特約です。
2. 本特約に定めのない事項はFamiPay利用規約に従いますが、本特約の定めが、FM-IDに関する会員規約もしくはFamiPay利用規約と異なる場合には、本特約の定めを優先するものとします。
3. 本特約で使用する用語は、特段の定めのない限り、FamiPay利用規約の用語と同一の意味を有するものとします。

### 第2条（定義）

1. 実店舗外部加盟店とは、ファミリーマートその他当社ホームページで表示する本マネー加盟店以外の本マネー加盟店をいい、Smart Code 加盟店を含みます。
2. Smart Code とは、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といいます。）所定の規定や規格に基づき、利用者携帯端末にSmart Code 対応コード等（JCB所定の規定や規格に基づき、当社が作成するQRコードおよびバーコードならびにこれらと同様に情報を収納する機能を有するコード類をいいます。）を表示させ、専用端末を用いて当該Smart Code 対応コード等を読み取ることで、Smart Code に係る加盟店が販売または提供する商品、役務または権利の対価の決済を行う仕組みをいいます。
3. Smart Code 加盟店とは、JCBまたはJCBと提携する者との間でSmart Code に係る加盟店契約を締結している者をいいます。なお、主なSmart Code 加盟店は、Smart Code に関するホームページ（<https://www.smart-code.jp/>）でご確認ください。
4. Smart Code サービスとは、本マネーサービスのうち、利用者が、Smart Code 加盟店でSmart Code 対応コード等の提示その他本特約およびJCB所定の手続を行うことによって、本マネーにより商品等の購入等を受けることができるサービスをいいます。

### 第3条（実店舗外部加盟店における決済の方法）

利用者が実店舗外部加盟店において本マネーサービスを利用する場合、FamiPay利用規約第7条第1項の規定を、以下のとおり読み替えるものとします。

### 第4条（本マネーサービスの利用）

1. 利用者は、以下の手順に従い、実店舗外部加盟店で本マネーサービスを利用して商品の購入等を行うことができます（Smart Code 加盟店については、「利用者がQRコード等を提示する方法」に限るものとします。）。ただし、法令、または当社、JCBもしくは実店舗外部加盟店の定めにより一部商品について、利用を制限する場合があります。

#### <利用者がQRコード等を提示する方法>

- ① 利用者は、FMアプリを起動し、所定の方法により認証手続を行ったうえで、実店舗外部加盟店における決済用の画面を表示してください。なお、利用者が決済時の暗証番号の入力を省略する設定をしている場合であっても、利用可能残高が当社所定の金額を超える場合は、利用者は必ずFMアプリ上で暗証番号の入力をする必要があります。
- ② 利用者は、実店舗外部加盟店における商品の購入等に係る代金の支払において、決済端末に表示された金額を確認した後、実店舗外部加盟店の店員に対して、本マネーにより支払を行うことを伝えて（Smart Code 加盟店においては、Smart Code サービスを利用して支払を行うことを伝えるものとします。）、利用者携帯端末上に表示されたQRコード又はバーコード（以下「QRコード等」といいます。）を提示します。
- ③ 実店舗外部加盟店の店員は、提示されたQRコード等を決済端末に読み込みます。
- ④ 当社により本マネーサービス等の決済が承認された場合は、当社は、直ちにFMアプリに対して完了した本マネーサービスの決済の金額、決済が行われた実店舗外部加盟店を特定する情報等を通知するものとします。

#### <実店舗外部加盟店がQRコード等を提示する方法>

- ⑤ 利用者は、FM アプリを起動し、所定の方法により認証を行ったうえで、実店舗外部加盟店における決済用の画面を表示してください。なお、利用者が決済時の暗証番号の入力を省略する設定をしている場合であっても、利用可能残高が当社所定の金額を超える場合は、利用者は必ず FM アプリ上で暗証番号の入力をする必要があります。
  - ⑥ 利用者は、実店舗外部加盟店における商品の購入等に係る代金の支払において、決済端末に表示された金額を確認した後、実店舗外部加盟店の店員に対して、本マネーにより支払を行うことを伝えて、実店舗外部加盟店の店員が提示した QR コード等を利用者携帯端末に読み込みます。
  - ⑦ FM アプリ上に商品の購入等に係る代金を入力し、当該金額入力後の画面を実店舗外部加盟店の店員に提示し、当該金額を確認させたあと、本マネーサービスの決済を申込みます。
  - ⑧ 当社により本マネーサービスの決済が承認された場合は、当社は、直ちに FM アプリに対して完了した本マネーサービスの決済の金額、決済が行われた実店舗外部加盟店を特定する情報等を通知するものとします。利用者は、当該情報等を実店舗外部加盟店の店員に対して提示し、決済が完了したことの確認を受けてください。
2. 前項によって読み替えて適用する FamiPay 利用規約第 7 条第 1 項の「実店舗外部加盟店が QR コード等を提示する方法」による決済を行った場合に、利用者が商品の購入等に係る代金の入力を誤ることその他決済の方法に関する不備があるときは、これにより利用者に生じた損害または不利益について、一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により利用者に損害または不利益が生じた場合は、この限りではありません。

#### 第 5 条 (Smart Code サービス)

1. 利用者は、前条第 1 項によって読み替えて適用する FamiPay 利用規約第 7 条第 1 項に定める方法により、Smart Code 加盟店において Smart Code サービスを利用して本マネーによる決済を行うことができるものとします。
2. 利用者は、Smart Code サービスの利用により、当社に対して、Smart Code 加盟店に対する取引代金相当額の弁済委託を行うこととします。当該取引代金相当額については、JCB 又は JCB が提携する第三者が直接又は間接に立替払いし、これにより JCB が利用者に対して取得した求償権について、当社が JCB に対して立替払いを行うこととします。
3. 利用者が Smart Code 加盟店において Smart Code サービスを利用して本マネーによる決済を行った場合、前条第 1 項により読み替えて適用する FamiPay 利用規約第 7 条第 1 項に定める方法により取引を行った時点で、前項の弁済委託がなされたものとみなし、Smart Code 加盟店から送信される本マネーの利用に係る情報に基づき利用者が保有する本マネーの減算処理を行うものとします。
4. 前項による減算処理が行われた後、当社所定の時期に、当該取引に係る Smart Code 加盟店の売上が確定するものとし、第 2 項に基づく立替払いを行うものとします。

#### 第 6 条 (Smart Code の利用の中断、終了または変更)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、Smart Code による本マネーサービスの利用を中断、終了または変更することがあります。
  - ① Smart Code 運用に必要な設備の点検を行う場合または当該設備に関する障害が発生した場合
  - ② その他、JCB または当社がやむを得ないと判断した事情がある場合
2. 当社は、前項に基づき Smart Code による本マネーサービスの利用を中断、終了または変更した場合に、利用者に生じた損害または不利益について、一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により利用者に損害または不利益が生じた場合は、この限りではありません。

#### Smart Code サービスに関する個人情報の取扱い

1. 利用者は、利用者が Smart Code サービスを利用する場合に、JCB が Smart Code サービスに関して取得した権利の行使のため、当社が JCB に対して、氏名、会員様連絡先（電話番号、email）等を提供することに同意します。

2. Smart Code サービスに関する個人情報の取扱いに関して、前項に定める事項を除いて、「個人情報の取扱いに関する重要事項」の定めに従うものとします。

(2020年10月1日版)

## FamiPay 回数券利用規約

### 第1条 (本規約の目的及び適用)

1. 本規約は、株式会社ファミマデジタルワン（以下「当社」といいます。）が発行する FamiPay 回数券を利用するにあたって、遵守いただく内容について定めるものです。当該回数券を利用しようとする者は、本規約の内容を承認した上で利用契約（第2条第5号において定義します。）を締結し、FamiPay 回数券を利用等するものとします。
2. 当社は、本規約に関する条項の追加、削除、特約等の条件または本サービスに関する説明（以下、「個別規定」といいます。）を定めることがあります。この場合、個別規定は本規約の一部を構成するものとし、本規約と個別規定との間に齟齬が生じた場合は、個別規定が本規約に優先して適用されるものとします。なお、本規約に定めのない事項については、FamiPay 利用規約の定めに従うものとします。
3. 本サービス（第2条第1号において定義します。）は日本国内に限定されるものとします。

### 第2条 (用語の定義)

本規約において使用する次の各用語の定義は、以下の各号に定めるとおりとします。

1. 本サービスとは、本規約に基づき当社が FM アプリ（第3号において定義します。）を用いて、FM 店舗（第2号において定義します。）において特定の商品または役務（以下「対象商品等」といいます。）と交換できる電子回数券（以下「FamiPay 回数券」といいます。）を発行・販売し、利用者の指定する受取人に交付するサービスをいいます。
2. FM 店舗とは、FM アプリに表示されるバーコードが読み取れる POS レジが設置された、日本国内のファミリーマート店舗をいいます。
3. FM アプリとは、本サービスを利用するために必要な携帯端末向けアプリケーションソフトであって、FamiPay 利用規約第2条第15号において定めるものをいいます。
4. FamiPay とは、当社が発行する前払式支払手段であって、FamiPay 利用規約第2条第1号において定めるものをいいます。
5. 利用契約とは、当社と利用希望者（第8号において定義します。）との間で本規約に基づき締結する本サービスを利用するための契約をいいます。
6. 個別契約とは、当社と利用者との間で本規約に基づき締結する FamiPay 回数券の売買契約をいいます。
7. 利用者とは、FM-ID 登録者として FM-ID 会員としてのバーコードの付与を受けており、かつ FamiPay アカウント保有者であって、当社と利用契約を締結した者をいいます。なお、利用者が本サービスを利用する場合には、FM アプリを当社が認めた携帯端末にインストールし、本サービスが利用できる環境が整っている必要があります。
8. 利用希望者とは、本サービスを利用するために利用契約の締結を希望する者をいいます。
9. 受取人とは、利用者から当社が発行した FamiPay 回数券を譲渡された者をいいます。  
尚、受取人が本サービスを利用する場合にも、FM-ID 登録者として FM-ID 会員としてのバーコード付与を受けており、FM アプリが利用できる当社が認めた携帯電話に FM アプリをインストールし、本サービスを利用できる環境が整っている必要があります。

### 第3条 (ご利用資格)

1. 利用希望者は、予め本規約の内容を確認したうえで、当社所定の方法により、本サービスの利用申込を行うものとします。当社が当該申込みを承諾したとき、利用希望者と当社の間で利用契約が成立



するものとします。

2. 当社は、利用希望者が以下の場合に該当するときは、利用を承諾しないことがあります。
  - ① 利用希望者が、過去において、FM-ID 利用規約及び FamiPay 利用規約、並びにこれらに付随する利用規約、又は本規約に違反する等の理由により FM-ID 資格を停止または取消されたことがある場合
  - ② FM-ID の登録内容に虚偽、誤記または記入漏れがあった場合
  - ③ 以上に掲げる場合のほか、当社が利用に不適当な者であると判断した場合
3. 日本国外在住の利用者については、本サービスの一部または全てを利用できない場合があります。

#### 第4条（利用料等）

本サービスを利用するにあたり、利用料等は発生いたしません。但し、本サービスを利用するにあたり必要な通信機器等の設備取得およびインターネット接続やパケット通信等の費用については、利用者等が負担するものとします。

#### 第5条（個別契約の申込、成立等）

1. 利用者は、以下の手順により FamiPay 回数券の購入を行うものとします。なお、FamiPay 回数券購入の決済は、FamiPay によってのみ行うことができ、現金その他の決済手段によることはできません。
  - ① 利用者は、FM アプリを起動し、所定の方法により認証手続を経てログインしてください。
  - ② 利用者は、FM アプリ画面上の表示に従い、購入する FamiPay 回数券の種類と購入数を選択し、FamiPay のアカウント開設時に設定した暗証番号を入力します。なお、FamiPay の残高が FamiPay 回数券の購入代金に満たない場合には、FamiPay 利用規約に定める方法に従い、FamiPay のチャージが必要です。
  - ③ ②の手続後、購入内容が表示された確認画面に移行するため、表示された内容を確認し、購入申込手続を完了させます。
  - ④ 当社により、FamiPay による決済が承認された場合、当社は、FM アプリを通じて購入結果を画面に表示します。なお、FamiPay による決済が完了した時点で個別契約が成立し、FamiPay 回数券の購入が行われたものとします。
2. 利用者は、予め本規約の内容を確認した上、FamiPay 回数券の購入を行うものとし、利用者が FM アプリ上で前項第3号に定める FamiPay 回数券購入の申込手続を完了した時点で、利用者が本規約の内容を承諾したものとみなします。
3. 利用者が FamiPay 回数券購入申込手続を完了させたときは、利用者はその後 FamiPay 回数券の購入申込みの撤回、返還・交換を行うことができないものとします。
4. 当社は、FamiPay 回数券の対象商品等の販売が終了した場合など当社が別途認めた場合を除き、利用者が当社から購入した FamiPay 回数券に係る購入代金の返金を行わないものとします。

#### 第6条（FamiPay 回数券の利用）

1. FamiPay 回数券は対象商品等とのみ交換することができ、現金との交換及び対象商品等以外の商品または役務との交換はできません。
2. 利用者及び受取人（以下「利用者等」といいます。）は、以下の手順に従い、FamiPay 回数券を利用して対象商品等との交換をすることができます。
  - ① 利用者等は、FM アプリを起動し、所定の方法により認証手続を経てログインしてください。
  - ② 利用者等は、FM アプリ上で、保有している FamiPay 回数券の中から、利用する回数券の種類と枚数を選択します。
  - ③ 利用者等は、FM 店舗の店員に対して、携帯端末上に表示された利用者携帯電話上に表示されたバーコードを提示します。
  - ④ FM 店舗の店員は、提示されたバーコードを POS レジ端末に読み込みます。当社により FamiPay 回数券の利用が承認された場合、当社は、利用者等の希望に応じ FM アプリを通じて FamiPay 回数券の利用による物品の購入、役務の提供等が完了したことを通知します。
3. 利用者等が前項の手順に従い、FamiPay 回数券を利用して商品の購入、役務の提供等を受けた場

合、利用者等の保有する FamiPay 回数券の残数が当該利用に係る枚数分減算されることとなります。

4. 利用者等は、第2項の定めに従い FamiPay 回数券を利用した場合、支払処理完了後、商品の不備等により取消が妥当と判断される場合など当社が認めた場合を除き、原則として当該利用を取り消すことはできません。

#### 第7条（対象商品等の価格の変更）

1. FamiPay 回数券購入後に対象商品等が値上げされた場合、利用者は、FamiPay 回数券を利用するにあたり、FamiPay 回数券購入時点の価格と利用時点の価格との差額を支払うものとします。
2. FamiPay 回数券購入後に対象商品等が値下げされた場合に、当該対象商品等の FamiPay 回数券購入時点の価格と値下げ時点の価格との差額について、当社が別途認めた場合を除き、当社は、原則として利用者等に対して返金しないものとします。

#### 第8条（FamiPay 回数券の譲渡）

1. 利用者等は、以下の手順に従い、保有する FamiPay 回数券を第三者に譲渡することができます。
  - ① 利用者等は、FM アプリを起動し、所定の方法により認証手続を経てログインしてください。
  - ② 利用者等は、FM アプリ上で、保有している FamiPay 回数券の中から、譲渡する回数券と枚数を選択します。
  - ③ 利用者等が電子メール等当社の定める譲渡の方式の中から一つを選択し、宛先を入力すると、FamiPay 回数券の譲渡のためのコード（以下「プレゼントコード」といいます。）が表示されるため、当該コードを宛先に対して送信します。
  - ④ 送信先の受取人により第9条第1項に定める手続が行われ当社により受け取りが承認された場合、FamiPay 回数券の譲渡が完了し、当社は、利用者の希望に応じ、FM アプリを通じて FamiPay 回数券の譲渡手続が完了したことを通知します。
2. 利用者等が前項の手順に従い FamiPay 回数券を譲渡した場合、譲渡された FamiPay 回数券は利用者等の FM アプリ上から消滅します。ただし、受取人が所定の受取期間内に次条に定める受取手続を行わない場合には、FamiPay 回数券は、当該 FamiPay 回数券を譲渡した利用者等に対して自動的に返送されます。

#### 第9条（FamiPay 回数券の受取等）

1. 受取人は、以下の手順に従い、利用者等から譲渡された FamiPay 回数券を受け取ることができるものとします。
  - ① 受取人は、利用者等から受信した FamiPay 回数券のプレゼントコードを FM アプリの所定画面に入力します。これにより、譲渡された FamiPay 回数券が受信されます。なお、受取人が FM アプリをインストールしていない場合には、FM アプリのインストールが必要になります。
  - ② 受取人は、受信画面に表示された受取期間内に受取手続を行います。当該受取期間内に受取手続が行われなかった場合には、受取人は FamiPay 回数券を取得することができません。
  - ③ 当社により、FamiPay 回数券の受取が承認された場合には、当社は、FM アプリを通じて FamiPay 回数券の受け取りが完了したことを画面に表示します。
2. 受取人は、FM アプリをインストールの上、予め本規約の内容を確認して FamiPay 回数券を受け取るものとし、受取人が前項①に定めるプレゼントコードの入力を行った時点で本規約の内容を承諾しているものとみなします。
3. 受取人は、当社所定の方式で、譲渡を受けた FamiPay 回数券の全ての権利を放棄できるものとし、当該 FamiPay 回数券を譲渡した利用者等は、これに対する異議を述べることはできないものとします。受取人は、権利放棄をした後、FamiPay 回数券に関する権利放棄の撤回、取消しはできないものとします。

#### 第10条（有効期限）

1. FamiPay 回数券の有効期限は、FamiPay 回数券を購入した日から6か月未満の期間で、発行された FamiPay 回数券に記載されている日までとします。
2. 利用者が FM-ID 会員を退会した場合、または利用資格を喪失した時点で、FamiPay 回数券の残数は

失効するものとします。

#### 第11条（利用環境）

利用者等及び利用希望者は、自己の費用と責任で本サービスを利用するために必要な機器・設備・ソフトウェア・通信手段等の利用環境を準備し、当社は利用者等及び利用希望者がこの利用環境を準備・維持できず、本サービスを利用できない場合の一切の責任を負わないものとします。

#### 第11条の2（利用者携帯端末の紛失時等のFamiPay回数券について）

利用者が利用者携帯端末を紛失・盗難また破損した場合には、FamiPay 利用規約第15条第2項の定めに基づいて、当該端末の仕様または端末に係る契約に基づき、第三者が FamiPay 回数券を利用することを防止する措置等を講じるものとします。利用者が新たに利用者携帯端末に本マネーアカウントを登録した場合には、利用者は、停止時に購入されていた FamiPay 回数券を引き続き利用することができます。ただし、利用停止措置が完了する前に第三者に FamiPay 回数券を使用された場合など、当社所定の方法により確認ができなかった FamiPay 回数券については、失効するものとし、当社および本マネー加盟店は一切の責任を負いません。なお、FamiPay 回数券については、FamiPay 利用規約第15条の2は適用されないものとします。

#### 第12条（禁止事項）

当社は、利用者等が、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行うことを禁じます。

1. 当社または第三者に損害を与える行為、または損害を与えるおそれのある行為
2. 当社または第三者の財産、名誉、プライバシーもしくは著作権等の知的財産権等を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
3. 当社または第三者に対し、誹謗中傷、差別、脅迫、いやがらせその他の経済的・精神的損害または不利益を与える行為
4. 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為
5. 当社または FM 店舗に対し、虚偽の申告、届出を行う行為
6. 当社または FM 店舗になりすます行為
7. コンピューターウイルス等有害なプログラムを使用または提供する行為
8. 迷惑メールやメールマガジン等を一方的に送付する行為
9. 当社または第三者のサーバに必要以上の負担をかける行為その他の本サービスの円滑な運営やシステム等に影響を与える行為
10. 法令に違反する行為、またはそのおそれがある行為
11. 法令に違反する行為、またはそのおそれがある行為を幫助、勧誘、強制、助長する行為
12. 本サービス上で表示される画像、データ、情報等、全てについて、その有償無償や形態のいかんを問わず、事前に当社からの書面による承諾を得ることなく、複製、転載、再配布等をする行為
13. 営利等の目的は問わず、当社から承諾を得ることなく行う本サービスを利用した商業行為
14. その他当社が不適切と判断する行為

#### 第13条（損害賠償）

利用者等は、本規約、利用契約及び個別契約に違反したことにより、当社その他第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

#### 第14条（本サービスの中断・中止）

1. 当社は次のいずれかに該当する場合、利用者等及び利用希望者への予告なしに、本サービスの提供の全部または一部を中断・中止することができるものとします。
  - ① 天災・事変等の非常事態により本サービスの追行が妨げられた場合
  - ② 本サービスのために要する、建物、通信回線、電子計算機、サーバその他設備の保守・工事・法令その他の定めに基づく設備点検その他やむを得ない事情がある場合
  - ③ 電気通信事業者が提供する電気通信が中断・中止したとき、その他本サービスに供するコンピュータ・システム・オンラインサービス、回線等の障害が発生した場合
  - ④ 利用者等が本規約、利用契約及び個別契約に違反する行為をした場合

- ⑤ 利用者等が FM-ID 利用規約又は FamiPay 利用規約に違反する行為をした場合
  - ⑥ その他本サービスの提供に関する業務に重大な障害が発生した場合
2. 前項に定める本サービスの停止及び中止により、利用者等が本サービスを利用できなかったことに関し、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第15条（本サービスの追加、変更）

1. 当社は、理由の如何を問わず、利用者等及び利用希望者への予告なしに、本サービスの全部または一部を追加または変更することができるものとします。
2. 前項に定める本サービスの追加または変更により、利用者等及び利用希望者が本サービスを利用できなかったことに関し、当社は一切責任を負わないものとします。

#### 第16条（免責）

対象商品等の提供に関する契約は、利用者等と FM 店舗との間で成立します。利用者等、FM 店舗及び第三者（以下「関係者等」といいます。）の間での紛争は、紛争の当事者間で解決するものとし、当社は当該紛争の解決について一切の責任を負いません。この場合、関係者等が被った損害については、紛争の当事者である関係者等に賠償責任があり、当社は一切の責任を負いません。但し、当社の責めに帰すべき事由がある場合にはこの限りではありません。

#### 第17条（契約解除）

1. 当社は、利用者等が本規約に違反する行為をした場合、当社の判断により、催告なしに、即時に個別契約を解除することが出来るものとします。
2. 前項の事由が発生した場合でも、第13条に定める当社の損害賠償請求を妨げないものとします。

#### 第18条（知的財産権）

本サービスに関して当社が利用者等及び利用希望者に提供する情報に関する著作権、その他の一切の知的財産権は、当社または当社に利用許諾した権利者に帰属します。

#### 第19条（本規約の変更）

当社は、当社の判断により、本規約をいつでも変更できるものとします。変更後の規約は、当社が別途定める場合を除いて、FM アプリ上に表示した時点より効力が生じるものとします。本規約の変更の効力が生じた後に利用者等が、本サービスの利用を継続した場合、利用者等は全ての規約の変更に同意したものとみなします。

#### 第20条（準拠法）

本規約、個別規定、利用契約、個別契約及びこれらに関するすべての法律関係については、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。

#### 第21条（管轄裁判所）

本規約、個別規定、利用規約、個別契約及び本サービスに関して生じた一切の紛争については、当社本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

お問い合わせ先

ファミペイ・ポイントカードサポートセンター  
0570-099-899（ナビダイヤル）  
092-235-4544

（2019年11月26日版）

## FamiPay ギフト利用規約

### 第1条（本規約の目的及び適用）

1. 本規約は、株式会社ファミマデジタルワン（以下「当社」といいます。）が提供する FamiPay ギフト（第2条第1号において定義します。）を利用するにあたって、遵守いただく内容について定めるものです。FamiPay ギフトを利用しようとする者は、本規約の内容を承認した上で利用契約（第2条第5号において定義します。）を締結し、FamiPay ギフトを利用等するものとします。
2. 当社は、本規約に関する条項の追加、削除、特約等の条件または FamiPay ギフトに関する説明（以下、「個別規定」といいます。）を定めることがあります。この場合、個別規定は本規約の一部を構成するものとし、本規約と個別規定との間に齟齬が生じた場合は、個別規定が本規約に優先して適用されるものとします。なお、本規約に定めのない事項については、FamiPay 利用規約の定めに従うものとします。
3. FamiPay ギフトの利用は、日本国内に限定されるものとします。

### 第2条（用語の定義）

本規約において使用する次の各用語の定義は、以下の各号に定めるとおりとします。

- ① FamiPay ギフトとは、利用者が、当社が発行する FamiPay ギフトコード（以下「ギフトコード」といいます。）を使用し、当該ギフトコードの価値と同等の価値に相当する FamiPay の利用残高または FamiPay ボーナスを加算することができるサービスをいいます。
- ② ギフトコードとは、FamiPay ギフトを利用する権限をコード化した文字列をいいます。
- ③ FM アプリとは、FamiPay ギフトを利用するために必要な携帯端末向けアプリケーションソフトであって、FamiPay 利用規約第2条第16号において定めるものをいいます。
- ④ FamiPay とは、当社が発行する前払式支払手段であって、FamiPay 利用規約第2条第1号において定めるものをいいます。
- ⑤ 利用契約とは、当社と利用者（第6号において定義します。）との間で本規約に基づき締結する FamiPay ギフトを利用するための契約をいいます。
- ⑥ 利用者とは、FamiPay ギフトを利用し、または、FamiPay ギフトの利用を希望する者をいいます。

### 第3条（ご利用資格）

1. 利用者は、FamiPay ギフトを利用するにあたり、あらかじめ、FM-ID 登録者として FM-ID 会員としてのバーコードの付与を受け、かつ FamiPay アカウント保有者として、当社との間で FamiPay 利用規約を締結するものとします。また、利用者は、FamiPay ギフトを利用する場合には、FM アプリを当社が認めた携帯端末にインストールし、FamiPay ギフトが利用できる環境を整えるものとします。
2. FamiPay ギフトは、前項に定める要件を満たさない場合、または、以下の場合に該当するときは、利用できないことがあります。
  - ① 利用者が、過去において、FM-ID 利用規約及び FamiPay 利用規約、並びにこれらに付随する利用規約、または本規約に違反する等の理由により FM-ID 資格を停止または取消されたことがある場合
  - ② FM-ID の登録内容に虚偽、誤記または記入漏れがあった場合
  - ③ 以上に掲げる場合のほか、利用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者に該当する場合等、当社が利用に不適當な者であると判断した場合
3. 日本国外在住の利用者については、FamiPay ギフトの一部または全てを利用できない場合があります。

### 第4条（利用料等）

FamiPay ギフトを利用するにあたり、利用料等は発生いたしません。ただし、FamiPay ギフトを利用するにあたり必要な通信機器等の設備取得及びインターネット接続やパケット通信等の費用については、利用者が負担するものとします。

#### 第5条（ギフトコードの発行）

1. ギフトコードは当社が発行し、当社または当社が認めた提携先から、利用者へ無償で又はキャンペーン等により付与されたポイントとの交換により交付されます。
2. ギフトコードには有効期限（発行から最大180日間）があります。ギフトコードは有効期限最終日まで使用されなかった場合には失効するものとし、ギフトコードが失効した場合には、当該ギフトコードにより利用する権限を示されていた FamiPay ギフトも失効するものとし、なお、ギフトコード有効期限は、発行されたギフトコードに記載されます。

#### 第6条（FamiPay ギフトの利用）

1. FamiPay ギフトを利用する場合、FM アプリにおいて表示される当社所定の方法により、利用者が保有するギフトコードを入力するものとし、
2. 利用者は、FamiPay ギフトを利用する場合には、以下の手順により行うものとし、
  - ① 利用者は、FM アプリを起動し、所定の方法により認証手続を経てログインしてください。
  - ② 利用者は、利用者携帯端末を操作して FM アプリ上で画面の説明に従い、ギフトコードを入力するものとし、
  - ③ FM アプリ上に、FamiPay ギフト利用後の FamiPay の利用可能残高または FamiPay ボーナス残高が表示された時点で、FamiPay ギフトの利用は完了します。
3. 利用者は、FamiPay ギフトを利用することにより、FamiPay の利用可能残高または FamiPay ボーナス残高を加算して、FamiPay 利用規約等に従い FamiPay 加盟店でご利用いただけるものとし、
4. 当社は、FamiPay ギフトの利用により利用者へ不利益が生じた場合でも、当社に責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負わないものとし、

#### 第7条（利用環境）

利用者は、自己の費用と責任で FamiPay ギフトを利用するために必要な機器・設備・ソフトウェア・通信手段等の利用環境を準備するものとし、利用者がこの利用環境を準備・維持できず、FamiPay ギフトを利用できない場合には、当社は一切の責任を負わないものとし、

#### 第8条（制限事項）

1. 利用者は、FamiPay ギフトの利用を取り消すことができないものとし、
2. 利用者は、FamiPay ギフトを利用して、FamiPay 残高を FamiPay の利用可能残高の上限額を超えて加算することはできません。
3. 利用者は、ギフトコードの換金・払い戻し・再発行はできません。
4. ギフトコードの紛失、盗難等が生じ、利用者、その他第三者が損害を被った場合においても当社は責任を負いません。
5. ギフトコードが第三者に知られ、または第三者によって使用される等して、利用者、その他第三者が損害を被った場合においても、当社は責任を負いません。
6. ギフトコードが、詐欺等の犯罪に供されている疑い、第三者による不正な利用等の疑いがある場合、利用の停止、若しくはギフトコードが無効となる場合があります。
7. 当社が必要と認めた場合には FamiPay ギフトの利用を停止させていただく場合があります。
8. ギフトコードを不正に入手、またはその疑いがある場合には FamiPay ギフトの利用を停止いたします。
9. ギフトコードは、次の各号に掲げる場合には、利用者への通知なく無効となり、当該ギフトコードにより利用する権限を示されていた FamiPay ギフトも無効となります。また、これにより生じた不利益に関し、当社は責任を負わないものとし、また、無効となったギフトコードに相当する返金等は行わないものとし、
  - ① 有効期限が過ぎた場合
  - ② 第3条第2項各号により利用することができなかった場合
  - ③ ギフトコードが偽造、変造、その他不正に作成されたものであると当社が判断した場合
  - ④ ギフトコードが第9条第1項各号に定める禁止行為により取得されたものであると当社が判断した場合

## 第9条（禁止事項）

1. 利用者は、ギフトコードの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。
  - ① 窃盗、詐欺その他犯罪行為、または犯罪に結びつく行為
  - ② ギフトコードを偽造、変造その他不正に作成または変更する行為
  - ③ FamiPay ギフトシステムに不正にアクセスする等、FamiPay ギフトの運営を妨げる行為
  - ④ 当社所定の方法によらないでギフトコードを利用する行為
  - ⑤ ギフトコードを営利目的に利用する行為
  - ⑥ 他の利用者になりすます行為
  - ⑦ 法令や公序良俗に反する行為
  - ⑧ 第三者または当社の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為
  - ⑨ 当社または他の利用者、その他第三者に不利益を与える行為
  - ⑩ ギフトコードの転売、有償での譲渡、交換等をする行為及び質入れその他担保権設定の目的とする行為
  - ⑪ 前各号に掲げる行為を助長する行為
  - ⑫ その他当社が不相当と判断する行為
2. 利用者が前項に定める行為をしたことにより、当社、その他第三者に損害が生じた場合には、当該行為をした利用者は当該損害を賠償する責任を負うものとします。

## 第10条（損害賠償）

利用者は、本規約、個別規定及び利用契約に違反したことにより、当社その他第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

## 第11条（利用の中断、終了または変更）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、FamiPay ギフトの提供を中断、終了または変更することがあります。
  - ① FamiPay ギフトの利用に必要な設備・点検を行う場合または障害が発生した場合
  - ② 法令または官公庁の要請による場合
  - ③ 天変地異、その他の非常事態が発生した場合
  - ④ 第9条第1項各号に該当する行為が発生した場合
  - ⑤ その他、当社が必要があると判断した事情がある場合
2. 当社は、前項に基づき FamiPay ギフトの提供を中断、終了または変更した場合に、利用者に生じた損害または不利益について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
3. 第1項により FamiPay ギフトの提供を終了した場合であっても、第5条第2項に定める FamiPay ギフトの有効期限が経過するまでは、利用者は、本規約に従い FamiPay ギフトを利用することができます。

## 第12条（FamiPay ギフトの追加、変更）

1. 当社は、理由の如何を問わず、利用者への予告なしに、FamiPay ギフトの種類もしくは利用方法、または利用により取得することができる FamiPay および FamiPay ボーナスの内容の全部または一部を追加または変更することができるものとします。
2. 前項に定める FamiPay ギフトの追加または変更により、利用者が FamiPay ギフトを利用できなかったことに関し、当社は一切責任を負わないものとします。

## 第13条（知的財産権）

FamiPay ギフトに関して当社が利用者へ提供する情報に関する著作権、その他の一切の知的財産権は、当社または当社に利用許諾した権利者に帰属します。

## 第14条（本規約の変更）

当社は、当社の判断により、本規約をいつでも変更できるものとします。変更後の規約は、当社が別途

定める場合を除いて、FM アプリ上に表示した時点より効力が生じるものとします。本規約の変更の効力が生じた後に利用者が、FamiPay ギフトの利用を継続した場合、利用者は全ての規約の変更に同意したものとみなします。

#### 第15条（準拠法）

本規約、個別規定、利用契約及びこれらに関するすべての法律関係については、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。

#### 第16条（管轄裁判所）

本規約、個別規定、利用規約及び FamiPay ギフトに関して生じた一切の紛争については、当社本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

#### お問い合わせ先

ファミペイ・ポイントカードサポートセンター  
0570-099-899（ナビダイヤル）  
092-235-4544

（2021年6月8日版）

### FamiPay 翌月払いサービス利用規約

#### 第1条（目的）

本規約は、株式会社ファミマデジタルワン（以下「当社」といいます。）が提供する翌月払いサービス（第2条第2項第2号に定義します。）の利用条件について定めるものです。翌月払いサービスを利用する場合には、FamiPay 利用規約（これに付随する特約等を含みます。）および本規約ならびにこれらに付随して当社が定める各種特約や個人情報の取扱いに関する重要事項、その他取引に際し画面等に表示されるご案内など（以下「本規約等」と総称します。）が適用されます。利用者は、本規約等の内容を承諾の上、翌月払いサービスを利用するものとします。なお、翌月払いサービスの対象となる本マネーサービスに付随または関連して当社または本マネー加盟店（FamiPay 利用規約第2条第13号に定義します。）が提供するサービスについては、本規約等と併せて、当該サービスに関して当社または本マネー加盟店が別に定める規約が適用されます。また、未成年者は、親権者の同意を得た上で、翌月払いサービスを利用するものとします。

#### 第2条（定義）

1. 本規約で使用する用語は、次項の定めその他本規約上の特段の定めのない限り、FamiPay 利用規約の用語と同一の意味を有するものとします。
2. 本規約において使用する用語で FamiPay 利用規約に定めのないものについての定義は次のとおりとします。
  - ① 本マネー取引とは、本マネーサービスを利用して行う商品の購入（役務の提供を受ける場合を含みます。）その他の取引をいいます。
  - ② 翌月払いサービスとは、翌月払いチャージ（次号に定義します。）による当該チャージされた本マネー相当額を利用者が当社に対して本規約の定めに従い後日支払うサービスをいいます。
  - ③ 翌月払いチャージとは、本マネー取引を行うに際して、利用者が保有する本マネー及び FamiPay ボーナスの残高が商品等の代金に不足する場合に、当該不足額相当額の本マネーを当社が利用者の本マネー残高に即時にチャージすることをいいます。
  - ④ 翌月払い利用者とは、当社が第3条第4項により翌月払いサービスの利用を承認した利用者をいいます。
  - ⑤ 対象取引とは、翌月払いチャージにより即時にチャージされた本マネーにより当該取引代金の全部



又は一部を決済する本マネー取引をいいます。

- ⑥ 利用可能額とは、各翌月払い利用者が第4条第1項に基づき選択した、翌月払いチャージにより本マネーを即時にチャージすることが可能な金額の上限額をいいます。
- ⑦ 本債務とは、翌月払い利用者が当社に対して負う翌月払いチャージによりチャージされた本マネー相当額の債務をいいます。
- ⑧ スキップ払い機能とは、翌月払い利用者が翌月払いサービスにより当社に対して負担する本債務について、当初の支払期日から当社所定の範囲内で延期する、翌月払いサービスにおける機能をいいます。
- ⑨ スキップ払いとは、翌月払いチャージによる本マネーのチャージ代金相当額に係る本債務の支払についてスキップ払い機能を利用することをいいます。
- ⑩ スキップ払い支払分とは、本債務のうち、スキップ払いにより支払うものをいいます。
- ⑪ スキップ払い利用者とは、第3条により当社からスキップ払い機能の利用の承認を受けた翌月払い利用者をいいます。

### 第3条（翌月払いサービスの申込み）

1. 翌月払いサービスの利用を希望する利用者は、当社所定の方法により翌月払いサービスの利用に係る申込みを行い、当社の承認を受けた場合に、商品等の購入に係る決済に関して、翌月払いサービスを利用することができます。
2. 翌月払いサービスの利用を希望する利用者は、翌月払いサービスの申込用画面から、当社所定の方法により、本債務の引落先となる利用者名義の預貯金口座の登録及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条に基づく取引時確認を行います。なお、翌月払いサービスの利用開始後、当社所定の方法により、利用者は登録した預貯金口座を変更することができます（ただし、当社が別途定める日を除きます。）。
3. 前項の預貯金口座の登録及び取引時確認を行った利用者は、本規約及び翌月払いサービスに関する個人情報の取扱いに係る同意事項に同意の上、当社所定の情報を入力し、翌月払いサービスの申込みを行います。
4. 前項の申込みを受けた場合、当社は、当社所定の基準に基づく審査を行い、当該基準に基づき翌月払いサービスの利用を認めることが可能な利用者に対して、翌月払いサービスの利用を承認します。なお、当該審査により、翌月払いサービスの利用を承認された利用者であっても、スキップ払い機能の利用については承認されないことがあります。
5. 利用者は、第3項で入力した情報に変更があったときは、当社に対して、当社所定の方法により、変更の届け出を行います。利用者の変更の届け出がないために、当社からのメールその他当社所定の方法による通知が不着となった場合には、通常到着すべきときに利用者に着したものとみなします。ただし、届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときを除きます。
6. 当社は、利用者に対する通知または意思表示について、当該通知または意思表示を省略しても利用者に不利益がない場合には、これを省略して通知または意思表示があったものとみなすことができるものとします。

### 第4条（翌月払いサービスの利用枠）

1. 利用者は、前条第3項の申込みにあたり、10万円以内の当社所定の金額のうち、翌月払いサービスの利用を希望する金額を選択します。
2. 当社は、前条4項の審査において、当該利用者が翌月払いサービスにより本マネーをチャージすることが可能な最大金額（以下「最大利用可能額」といいます。）を定め、当該審査により承認を受けた利用者は、最大利用可能額と前項の金額のいずれか低い方の金額（同額である場合は、その金額）を上限として翌月払いサービスを利用することができます。なお、利用者は最大利用可能額の範囲内でいつでも利用可能額を変更することが可能です。
3. 当社は、翌月払い利用者の翌月払いサービスの利用状況及び信用状態等に応じて、最大利用可能額を増額又は減額することができるものとし、当該減額により、最大利用可能額が利用可能額を下回る場合には、利用可能額は、最大利用可能額と同額まで減額されるものとします。なお、当該減額時にすでに減額後の利用可能額を超える本債務が発生している場合、翌月払い利用者は、減額後も当該本債務を支払わなければならないものとします。

#### 第5条（翌月払いサービスの利用）

1. 翌月払い利用者は、FamiPay 利用規約その他の関連規約に従い本マネー取引を行うに際して、翌月払い利用者の本マネー残高及び翌月払い利用者が保有する FamiPay ボーナスの残高の合計が（翌月払い利用者が FamiPay ボーナスを利用しない旨の設定をしている場合は、本マネー残高が）当該本マネー取引に係る商品等の代金に不足する場合には、当該不足金額（以下「本件不足額」といいます。）について翌月払いチャージが行われ、即時に本件不足額相当の本マネーが当該利用者のアカウントにチャージされるものとします。ただし、本件不足額が当該利用者の利用可能額から未払いの本債務を控除した金額を超える場合、又は第6条各号に定める事由に該当する場合には、本項に基づくチャージは行われません。

2. 当社は、前項に基づくチャージ後、即時に当該本マネー取引の決済を行い、翌月払い利用者が保有する本マネー残高から商品等の代金相当額を引き去ります。

#### 第6条（翌月払いサービスを利用できない場合）

翌月払い利用者は、以下に掲げるいずれかに該当する場合は、翌月払いサービスを利用した決済を行うことができません。

- ① 翌月払いサービスの利用により、本債務の総額が利用可能額を超える場合
- ② 翌月払いサービスの利用について、当社所定の審査により利用できないと判断された場合
- ③ 当社又は株式会社ファミリーマートが提供する商品又はサービスの代金又は利用料の支払状況等に鑑み、翌月払い利用者による翌月払いサービスの利用が不相当であると当社が判断した場合
- ④ 本マネー加盟店につき、翌月払いサービスによる決済が利用停止となっている場合
- ⑤ 本マネーのアカウントが停止されている場合、その他当該利用者が本マネーサービスを利用することができない場合
- ⑥ 本マネー取引が FamiPay 利用規約第10条に定める禁止事項に該当する場合
- ⑦ 翌月払い利用者又は当該翌月払い利用者が利用する本マネー加盟店が本規約等に違反している場合

#### 第7条（翌月払いチャージによる代金の支払）

1. 翌月払い利用者は、毎月末日を締め日、当該月の翌月5日を請求金額の確定日（以下「請求確定日」といいます。）として、請求確定日の属する月の27日（以下「翌月払い引落日」といいます。ただし、当社または金融機関の事情により、毎月27日以降の当社が定める日に変更される場合があります。）に、第3条第2項により登録した預貯金口座（以下「登録口座」といいます。）からの引き落としの方法により本債務を一括して支払うものとします。

2. スキップ払い利用者は、次条第1項又は第4項で選択したスキップ払い支払分の支払期日（以下「スキップ払い引落日」といいます。）に、前項と同様の方法により、スキップ払い支払分（スキップ払いの対象となる本債務に係る翌月払い手数料を含み、以下同様とします。）を一括で支払うものとします。

3. 登録口座の残高不足その他の理由により、前2項に定める支払期日（翌月払い引落日又はスキップ払い引落日）に当該支払期日に支払うべき本債務全額の引落しができなかった場合には、当該引落日の属する月の翌月12日（ただし、当社または金融機関の事情により、翌月12日以降の当社が定める日に変更される場合があります。）に再度引落しを行います。再度の引落しにより、本債務の全額の引落しができなかった場合には、翌月払い利用者は、当社指定の方法により当該本債務の支払を行うものとします。

4. 前項の規定に基づく再度の引落しにより当該本債務の全額の弁済がなされなかった場合には、当社は、当該残額について、翌月払い利用者が保有する本マネー及び FamiPay ボーナスにより充当し又は当社が当該翌月払い利用者に対して負担する債務（弁済期を問わない）で相殺することができるものとします。

5. 前3項の規定に基づき、翌月払い利用者が支払った金額が翌月払い利用者の当社に対する債務の全額に満たないときは、法令の範囲内で、当社が適当と認める順序、方法により充当することとします。また、翌月払い利用者が支払った金額が翌月払い利用者の当社に対する債務の全額を超えるときは、当社所定の方法により、当社が利用者に対し当該超過分を返金することとし、利用者はこれを承諾します。

## 第8条（スキップ払いの利用）

- スキップ払い利用者は、翌月払いチャージ代金相当額に係る本債務の支払についてスキップ払いを希望する場合には、スキップ払いを希望する本債務の請求確定日以降、当該本債務の翌月払い引落日及びスキップ払い引落日の前日までに、当社所定の手続によりスキップ払いの申込みを行うものとします。
- スキップ払いを希望する翌月払い利用者は、前項の申込みにあたって、翌月払い引落日の属する月の翌月から6か月以内の任意の月における当社所定の引落日から、当該スキップ払い利用者が希望する引落日を選択するものとします。なお、当社は、翌月払い引落日の属する月の翌月から6か月以内の間で、スキップ払い利用者毎に選択可能な引落日を設定することができるものとします。
- 前項の申込み後、当社が当社所定の基準に基づく審査によりスキップ払いを承認した場合には、スキップ払い利用者は、本規約等の定めに従い、スキップ払いによる本債務の支払を行うことができます。ただし、スキップ払いを希望する本債務の請求確定後の金額が、当社がスキップ払いの利用の最低金額として定めた金額に満たない場合、スキップ払いを利用することはできません。
- スキップ払い利用者は、スキップ払い支払分の支払期日が翌月払い引落日の属する月の翌月から6か月以内であれば、繰り返し何回でも当該スキップ払い支払分についてスキップ払いの利用を申し込むこと（スキップ払い引落日が属する月より前の月にスキップ払い引落日を変更することを申し込むことを含みます。）ができるものとします。

## 第9条（翌月払い手数料）

- 利用者は、各月の翌月払いサービスにより負担した本債務について、以下の手数料一覧記載の手数料（以下「翌月払い手数料」といいます。）を支払うものとします。

（手数料一覧）

### ■ 20,000円未満

当初の支払期日から延期する期間	適用手数料	実質年率
1ヵ月	100円	13.1% ~ 5.9%
2ヵ月	200円	12.4% ~ 5.9%
3ヵ月	300円	12.4% ~ 6.0%
4ヵ月	400円	12.2% ~ 6.0%
5ヵ月	500円	12.2% ~ 6.0%
6ヵ月	600円	12.1% ~ 6.0%

### ■ 20,000円以上 30,000円未満

当初の支払期日から延期する期間	適用手数料	実質年率
1ヵ月	200円	13.1% ~ 7.9%
2ヵ月	400円	12.4% ~ 7.9%
3ヵ月	600円	12.4% ~ 8.0%
4ヵ月	800円	12.2% ~ 8.0%
5ヵ月	1,000円	12.2% ~ 8.0%
6ヵ月	1,200円	12.1% ~ 8.0%

### ■ 30,000円以上 40,000円未満

当初の支払期日から延期する期間	適用手数料	実質年率
1ヵ月	300円	13.1% ~ 8.9%
2ヵ月	600円	12.4% ~ 8.9%

3ヵ月	900円	12.4% ~ 9.0%
4ヵ月	1,200円	12.2% ~ 9.0%
5ヵ月	1,500円	12.2% ~ 9.0%
6ヵ月	1,800円	12.1% ~ 9.0%

■40,000円以上 50,000円未満

当初の支払期日から延期する期間	適用手数料	実質年率
1ヵ月	400円	13.1% ~ 9.5%
2ヵ月	800円	12.4% ~ 9.5%
3ヵ月	1,200円	12.4% ~ 9.6%
4ヵ月	1,600円	12.2% ~ 9.5%
5ヵ月	2,000円	12.2% ~ 9.6%
6ヵ月	2,400円	12.1% ~ 9.6%

■50,000円以上 60,000円未満

当初の支払期日から延期する期間	適用手数料	実質年率
1ヵ月	500円	13.1% ~ 9.9%
2ヵ月	1,000円	12.4% ~ 9.9%
3ヵ月	1,500円	12.4% ~ 10.0%
4ヵ月	2,000円	12.2% ~ 9.9%
5ヵ月	2,500円	12.2% ~ 10.0%
6ヵ月	3,000円	12.1% ~ 10.0%

■60,000円以上 70,000円未満

当初の支払期日から延期する期間	適用手数料	実質年率
1ヵ月	600円	13.1% ~ 10.1%
2ヵ月	1,200円	12.4% ~ 10.1%
3ヵ月	1,800円	12.4% ~ 10.3%
4ヵ月	2,400円	12.2% ~ 10.2%
5ヵ月	3,000円	12.2% ~ 10.3%
6ヵ月	3,600円	12.1% ~ 10.3%

■70,000円以上 80,000円未満

当初の支払期日から延期する期間	適用手数料	実質年率
1ヵ月	700円	13.1% ~ 10.4%
2ヵ月	1,400円	12.4% ~ 10.4%
3ヵ月	2,100円	12.4% ~ 10.5%
4ヵ月	2,800円	12.2% ~ 10.4%
5ヵ月	3,500円	12.2% ~ 10.5%
6ヵ月	4,200円	12.1% ~ 10.5%

■ 80,000円以上 90,000円未満

当初の支払期日から延期する期間	適用手数料	実質年率
1ヵ月	800円	13.1% ~ 10.5%
2ヵ月	1,600円	12.4% ~ 10.5%
3ヵ月	2,400円	12.4% ~ 10.6%
4ヵ月	3,200円	12.2% ~ 10.6%
5ヵ月	4,000円	12.2% ~ 10.7%
6ヵ月	4,800円	12.1% ~ 10.6%

■ 90,000円以上 100,000円以下

当初の支払期日から延期する期間	適用手数料	実質年率
1ヵ月	900円	13.1% ~ 10.6%
2ヵ月	1,800円	12.4% ~ 10.6%
3ヵ月	2,700円	12.4% ~ 10.8%
4ヵ月	3,600円	12.2% ~ 10.7%
5ヵ月	4,500円	12.2% ~ 10.8%
6ヵ月	5,400円	12.1% ~ 10.8%

※上記実質年率は1年を365日として計算しています。

2. 翌月払い手数料は、第7条の定めに従い支払うものとします。

第10条（利用可能額の確認等）

翌月払い利用者は、FMアプリの所定の画面その他当社が指定する方法により、翌月払いサービスの利用可能額、利用履歴その他当社所定の事項について確認することができます。

第11条（翌月払いサービスの利用の停止又は解約）

1. 当社は、FamiPay 利用規約第13条第3項各号のいずれかの事由に該当した場合、その疑いがあると合理的に判断した場合及び、翌月払い利用者の翌月払いサービスの利用状況及び信用状態等により必要と認めた場合は、当該翌月払い利用者の翌月払いサービスの利用の全部又は一部を停止し（スキップ払い機能の停止を含みます。以下同様です。）又は第3条第4項の翌月払いサービスの利用に係る承認を取り消すことができるものとします。なお、FamiPay 利用規約第13条第3項各号においては、「本マネー」を「本マネー又は翌月払いサービス」、「本規約」を「本規約又は翌月払いサービス利用規約」と読み替えます。

2. 当社は、翌月払い利用者の情報及び具体的な翌月払いサービスの利用状況等を適切に把握するために、提出期限を指定して当社所定の資料の提出を求める等の調査を実施することがあり、翌月払い利用者は、当社から資料の提出等の調査に協力するよう求められた場合には、当社の求めに応じて協力するものとします。当社は、翌月払い利用者が当該調査の協力に応じない場合には、翌月払いサービスの利用を制限することができるものとします。

3. 翌月払い利用者は、翌月払いサービスの利用の停止又は解約を希望する場合には、当社所定の方法により、翌月払いサービスの利用を停止し又は翌月払いサービスに係る契約を解約することができます。翌月払いサービスの利用の停止を行った翌月払い利用者は、いつでも当社所定の方法により翌月払いサービスの利用を再開することができます。

4. 前3項により翌月払いサービスの利用の停止もしくは解約又は翌月払いサービスの利用に係る承認が取り消された場合であっても、既に翌月払いチャージにより生じた本債務については、本規約に従って支払うものとします。

5. 第1項の定めにかかわらず、翌月払い利用者のスキップ払い支払分の支払の不履行を理由とするスキップ払いの利用停止又は解除は、翌月払い利用者がスキップ払い支払分を支払期日に支払わず、当社が7日以上相当な期間を定めてその支払を書面又は電磁的記録により催告したにもかかわらず、その期間内に支払を行わない場合に限り、行うものとします。

#### 第12条（本マネー加盟店との取引の取消し等）

1. 翌月払い利用者は、対象取引に関する事項について、本マネー加盟店との間で紛争が生じた場合、これを自ら本マネー加盟店との間で解決するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、本規約等に基づき対象取引が取消し又は解除された場合において、当社が当該対象取引に係る翌月払いサービスの利用の取消しを認めたとき、当該対象取引及び当該対象取引に係る翌月払いチャージについても取消し又は解除されるものとし、翌月払い利用者は、当該チャージに係る対価相当額の支払義務を負わないものとします。ただし、請求確定日以降翌月払い引落日までは、対象取引のみを取消し又は解除するものとし、翌月払いチャージについては取消し又は解除しないものとします。
3. 本規約等、FamiPay 利用規約等及び関連法令等に基づき対象取引が取消し又は解除された場合において、当該対象取引に係る翌月払いチャージの対価相当額の本債務の全部または一部が支払われ、又は既に支払われていた場合、当該金額相当額の返還は、翌月払い利用者の保有する本マネーのアカウントにおいて、当該金額相当額の本マネー残高を増額させる方法によるものとします。

#### 第13条（支払停止の抗弁）

1. スキップ払い利用者は、スキップ払いを利用した本マネー取引により購入した商品等について、以下の各号に掲げる事由があるときは、当該事由が解消されるまでの間、当社に対して当該事由に係る商品等（以下、本条において「対象商品等」といいます。）の代金に係るスキップ払い支払分の支払を停止することができます。ただし、スキップ払いの支払分が4万円未満である場合等割賦販売法の規定の適用がない又は対象商品等が割賦販売法の適用が除外される取引、商品・権利・役務である場合についてはこの限りではありません。なお、対象商品等に係る取引が取消し、解除その他の抗弁事由により消滅、無効又は不存在となる場合における翌月払いチャージの取消し又は解除については前条第2項本文が、対象商品等に係るスキップ払い支払分の全部または一部が支払われ、又は既に支払われていた場合に当該金額相当額を返還するときの方法については前条第3項が適用ないし準用されます。

- ① 商品等の引渡し、提供がなされないこと。
  - ② 商品等に瑕疵（欠陥）があること。
  - ③ その他商品等の販売・提供について、本マネー加盟店に対して生じている事由（前条第2項に定める対象取引の取消し又は解除があった場合を含みます。）があること。
2. 当社は、利用者が前項の支払停止を行う旨を申し出たときは、直ちに所定の手続をとるものとします。なお、当該停止の申出がなされた日から停止が解除された日までの間、対象商品等に係るスキップ払い支払分の請求を行わず、また、当該期間について、翌月払い手数料の算定対象期間から除外するものとします。
3. スキップ払い利用者は、第1項の申出をするときは、あらかじめ第1項の各号の事由を解消するため本マネー加盟店と交渉を行うよう努めるものとし、当該申出をする場合は、速やかに当該事由を記載した書面（資料がある場合は資料を添付して）を当社に提出するよう努めるものとします。また、スキップ払い利用者は、当社が当該事由について調査をするときは、その調査に協力するものとします。
4. スキップ払い利用者は、第1項の申出を行った場合であっても、当社がスキップ払い支払分の総額から対象商品等に係る代金相当額のスキップ払い支払分の額を控除のうえ、スキップ払い支払分の支払を請求した場合には、当該控除後の金額及び手数料の支払を継続するものとします。

#### 第14条（遅延損害金）

1. 翌月払い利用者は、本債務の支払を遅延した場合又は第16条により期限の利益を喪失した場合には、当社に対し、当該本債務の元金につき、第7条第2項に定める再度の引落日の翌日から支払の日まで又は期限の利益を喪失した日の翌日から完済の日まで年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、スキップ払い利用者がスキップ払い支払分の支払を遅延し、又はスキップ払い支払分について期限の利益を喪失した場合は、当社に対して、当該スキップ払い支払分の元金につき、第7条第2項に定める再度の引落日の翌日から支払の日まで又は期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、法定利率による遅延損害金を支払うものとします。

#### 第15条（相殺禁止）

翌月払い利用者は、当社に対する本マネーの残高に係る債権と、本債務その他の当社に対して負担する債務を相殺することができません。ただし、当社が本マネーの残高による本債務の支払を認めた場合は、本マネーによる残高を本債務に充当することができます。

#### 第16条（期限の利益の喪失）

1. 翌月払い利用者は、次のいずれかの事由に該当した場合、翌月払いチャージにより当社に対して負担する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を当社所定の方法により支払うものとします。

- ① 仮差押、差押、競売の申請、または破産もしくは再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき。
- ② 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき。
- ③ 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。
- ④ 本債務の履行を遅滞し、当社から7日以上相当な期間を定めてその支払の催告をされたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
- ⑤ FamiPay利用規約に基づき本マネーサービスの利用ができなくなったとき。
- ⑥ 当社からの貸付に係る契約の債務の支払を遅滞した場合

2. 翌月払い利用者は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により、本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を当社所定の方法により支払うものとします。

- ① 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。
- ② 本会員の信用状態が悪化したとき。

#### 第17条（費用の負担）

1. 翌月払い利用者は、振込手数料、収納事務手数料（コンビニエンスストアでのお支払の場合）、およびその他の当社に対する利用による支払金等の支払に要する費用を支払うものとします。

2. 翌月払い利用者は、当社が翌月払い利用者の都合により支払期日（翌月払い引落日又はスキップ払い引落日）に振替がなされなかったために金融機関に支払期日以降の振替の依頼をした場合は、当該振替に要する費用を支払うものとします。

3. 翌月払い利用者は、当社より書面による催告を受けたときは、当該催告に要した費用を支払うものとします。

4. 翌月払いサービスの利用または本規約に基づく費用及び手数料に関して課される公租公課（消費税等を含みます。）または印紙代・公正証書作成費用等債権保全・実行のために要した費用は、翌月払い利用者の負担とします。なお、公租公課が変更される場合、翌月払い利用者は、当該増額分を負担するものとします。

#### 第18条（手数料等の変更）

1. 当社は、手数料、遅延損害金の利率について、金融情勢等の変化その他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものにより、変更することができるものとします。なお、変更後の手数料・利率については、翌月払い利用者に通知するものとします。

2. 当社から変更後の料率を通知した後は、変更後の翌月払いサービスの利用分に対して、変更後の料率が適用されます。

#### 第19条（債権譲渡の承諾）

翌月払い利用者は、当社が翌月払い利用者に対する債権を、必要に応じて、金融機関（その関連会社を含みます。）または債権管理回収業に関する特別措置法に定める債権回収会社に譲渡もしくは質入その

他の担保に供すること、譲渡した債権を再び譲り受けること、およびこれらに伴い、債権管理に必要な情報を取得・提供することを承諾します。また、資産流動化の目的で他に譲渡する場合も同様とします。

#### 第20条 (FamiPay 利用規約の準用)

FamiPay 利用規約第10条ないし12条、15条、15条の2及び第18条ないし第23条については、「本マネーサービス」を「本マネーサービス又は翌月払いサービス」に読み替えて本規約及びこれに付随する特約並びに翌月払いサービスについて準用します。

#### 第21条 (問い合わせ先)

本サービスの利用に関するお問合せは、以下の問い合わせ先にお申し出ください。

ファミペイ・ポイントカードサポートセンター

0570-099-899 (ナビダイヤル)

092-235-4544

受付時間 9:00～21:00

#### 支払総額の具体的算定例

4月1日に30,000円分の商品を購入する取引において保有する本マネーが5,000円で、翌月払いサービスにより25,000円を翌月払いチャージし、25,000円の返済について通常5月27日の引落しのところ、スキップ払いにより6月27日の引落しの設定を行った場合

元本：25,000円

翌月払い手数料：200円

支払総額：25,200円

(2021年7月28日版)